# IV 保健予防

# 1 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。) に基づき、関係機関と連携をとりながら感染症対策を行っている。

#### (1) 感染症発生時の活動

#### ア 感染症法に基づく感染症の発生対応

感染症の予防及びまん延防止のため、患者の人権等に配慮しながら、関係機関と連携のうえ、 患者・感染者に対する調査及び指導、関係者に対する健康診断等を実施している。

#### 感染症発生状況(表 1-1)

		項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
感染	症発	生届出件数	28, 890	59, 945	421
	1	結核	72	51	52
	類	新型コロナウイルス感染症	28, 783	59, 849	330
	_	腸管出血性大腸菌感染症	7	8	14
	三類	腸チフス	-	1	ı
	K.	細菌性赤痢	-	ı	-
	I	E型肝炎	4	5	1
	四類	A 型肝炎	-	2	1
疾	Ķ	レジオネラ症	7	2	3
75		アメーバ赤痢	2	2	3
患		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除		1	-
		<)			
別		カルバペネム耐性腸内細菌感染症	6	1	1
		クロイツフェルト・ヤコブ病	1	_	
再		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	_	1
掲	<del></del>	後天性免疫不全症候群	-	2	
74)	五類	侵襲性インフルエンザ菌感染症	-	_	1
	///	侵襲性肺炎球菌感染症	-	1	2
		急性脳炎	-	_	1
		水痘(入院例)	-	_	2
		梅毒	5	18	9
		百日咳	1	2	_
		風しん	-	_	
		麻しん	1	1	_
就業	制限	通知件数	5, 429	26	29
健康	診断	勧告・措置件数	472	399	312
入院	勧告	・措置人数	1, 758	2,885	123
診査	協議	会開催回数	111	62	38
移送	件数		863	1, 051	37
消毒	等依	頼件数			_

<sup>※</sup>市内医療機関からの届出数(結核・新型コロナウイルス感染症は市外医療機関も含む)を計上

<sup>※</sup>五類感染症は全数届出疾患についての数

<sup>※</sup>新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日から五類感染症(定点把握)に移行したため、2023年5月7日までの数を計上

健康診断実施状況(一類感染症~三類感染症)(表 1-2)

	健診実施	健診実施第	<b>《</b> 人数内訳	陽性数計	陽性数内訳				
年度		患者・	海外	(陽性実人員数)	一類	ニ類	三類		
	実人員		帰国者	(例は关八貞数)	感染症	感染症	感染症		
2021 年度	76	76	-	7	-	_	7		
2022 年度	32	32	-	1	_	_	1		
2023 年度	86	86	-	4	-	_	4		

<sup>※</sup>結核については、表 2-4 参照

# イ積極的疫学調査

相談等として持ち込まれた感染症疑いを含む事例について、感染症法第 15 条の規定に基づき、感染症の発生状況及びその原因を明らかにするための調査を行うとともに、まん延防止のための指導等を行っている。

# 積極的疫学調査実施状況(表 1-3)

				調金	查対象件	<b></b>			
類型	感染症名	高齢者施設	障がい者施設	保育所	学校・幼稚園	医療機関	その他の施設	個人	合計
二類	結核 (コッホ疑い含む)	10	0	0	0	10	5	55	80
三類	腸管出血性大腸菌感染症	0	0	3	0	0	1	11	15
	E型肝炎	0	0	0	0	0	0	1	1
	A 型肝炎	0	0	0	0	0	0	1	1
	レジオネラ症	2	0	0	0	0	0	5	7
四類	エムポックス	0	0	0	0	0	0	1	1
	MRSA	0	0	0	0	1	0	0	1
	デング熱	0	0	0	0	0	0	1	1
	アメーバ赤痢	0	0	0	0	0	0	3	3
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	0	0	0	0	0	1	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	0	0	0	0	0	0
	後天性免疫不全症候群	0	0	0	0	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	2	2
五類	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	0	0	0	1	1
(全数)	水痘 (入院例)	0	0	0	0	0	0	2	2
	梅毒	0	0	0	0	0	0	8	8
	急性脳炎	0	0	0	0	0	0	1	1
	百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0
	風しん	0	0	0	0	0	0	0	0
	麻しん	0	0	0	0	0	0	4	4
	RSウイルス感染症	0	0	3	0	0	0	0	3
	インフルエンザ	3	2	45	12	2	0	0	64
	感染性胃腸炎	4	1	28	6	0	0	0	39
一桩	水痘	0	0	1	0	0	0	0	1
五類 (定点)	咽頭結膜熱	0	0	6	2	0	0	0	8
(足点)	ヘルパンギーナ	0	0	22	1	0	0	0	23
	A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌)	0	0	2	2	0	0	0	4
	流行性角結膜炎	0	0	64	11	0	1	0	76
	手足口病	0	0	4	0	0	0	0	4
その他	疥癬	5	0	0	0	0	0	0	5
~ V)∏U	ノロウイルス	0	1	0	0	1	0	0	2
	不明熱	0	0	0	0	1	0	0	1
新型イン フル エンザ等 感染症	新型コロナウイルス感染症	54	3	6		17		306	386
	合 計	78	7	184	34	32	7	403	745

<sup>※</sup>疾患名は疑い含む

<sup>※</sup>新型コロナウイルス感染症は2023年5月8日以降五類感染症(定点)となった

#### ウ 学級閉鎖

#### インフルエンザ様疾患の状況

インフルエンザ流行の早期探知と対応のため、「インフルエンザの防疫対策について (1973 年 9 月 20 日付衛情第 102 号、厚生省公衆衛生局保健情報課長通知)」に基づき、保育所、幼稚園、小学校、中学校及びその他の学校において、インフルエンザの施設別発生状況を報告している。

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖状況(延べ数)(表 1-4)

年 度		総数	6月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月
	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0
2021	学年数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0
2022	学年数	4	0	0	0	0	0	2	2
	学級数	64	0	0	0	0	0	22	32
	学校数	6	0	0	2	3	0	1	0
2023	学年数	40	0	0	4	10	6	4	9
	学級数	410	4	15	84	43	55	61	111

<sup>※</sup>学校数は学校閉鎖のあった校数を、学年数は学年閉鎖のあった学年の数を、学級数は学級閉鎖のあった学級の数を示す

新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖状況(延べ数)(表 1-5)

年 度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
学校数	1	0	0
学年数	3	7	4
学級数	103	151	43

<sup>※</sup>学校数は学校閉鎖のあった校数を、学年数は学年閉鎖のあった学年の数を、学級数は学級閉鎖のあった学級の数を示す

#### (2) 平常時の活動

感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、施設及び市民からの各種相談を受けると共 に、発生動向調査の結果を還元、その時期に多い感染症の情報等の提供を行っている。

#### ア 感染症発生動向調査

地域における感染症の発生の状況及び動向の把握を目的として、感染症法第 14 条に基づく、 感染症発生動向調査事業を実施している。

具体的には、東京都感染症発生動向調査事業の一環として、市内の定点医療機関から五類感染症の発生状況報告(小児科定点・インフルエンザ定点・眼科定点からは週単位、性感染症定点からは月単位)を受け、集計した情報を町田市感染症週報として、ホームページに掲載し、広く市民にも周知している。定点医療機関数は、小児科定点8箇所、インフルエンザ/COVID19定点13箇所(うち8箇所は小児科定点を兼ねる)、眼科定点1箇所、性感染症定点1箇所である。

#### イ 感染症流行予測調査

予防接種法第 23 条第 4 項の規定に基づき、集団免疫の現状及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的として行われる。2023 年度は、42 人実施した。

#### ウ 普及啓発事業

地域における感染症の発生予防とまん延防止を目的として、感染症を中心とした健康情報を毎週ホームページに更新し、インフルエンザなどの流行時期には、「広報まちだ」にも注意喚起の記事を併せて掲載している。また、各種会議の場を活用し、感染症発生時・平常時の対策についての知識を広めている。

# 2 結 核 対 策

感染症法に基づき医療機関から送付される発生届により、感染症発生状況を把握している。 この章では、感染症の中でも特に発生数の多い結核(二類感染症)について記載する。

結核に罹患した患者に対しては、家庭訪問や結核病院への訪問、また面接相談などにより必要な支援及び指導を行うとともに、療養にかかる公費負担業務、患者の家族や接触者に対する健康診断・健康相談等を実施している。

# (1) 結核登録者の状況 (表 2-1)

								医療	形態			
					2021年総数	2022年総数	2023年総数	入院	他疾患入院	外来	医療なし	不明
	登録	录者総数 しんしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	Ţ		79	69	60	7	1	10	42	0
			ì	総数	17	13	14	7	1	5	1	0
		活	喀痰	総数	10	7	9	7	1	1	0	0
登					10	4	9	7	1	1	0	0
	登録				0	3	0	0	0	0	0	0
数数	核	核	その	他菌陽性	5	6	4	0	0	3	1	0
			菌	陰性他	2	0	1	0	0	1	0	0
		:	活動性肺	外結核	11	5	5	0	0	5	0	0
(2023. 12. 31)		不	活動性結構	亥	51	51	41	0	0	0	41	0
			不明		0	0	0	0	0	0	0	0
潜在	性結核	感染症	(別掲)		38	35	29	0	0	8	21	0
	新登	録者総	数		40	24	30	17	5	7	1	0
			ì	総数	27	18	20	15	2	3	0	0
新 登		活	喀痰	総数	18	12	15	15	0	0	0	0
新登録患者数	活動	活動性肺結核	塗 抹	初回治療	18	8	15	15	0	0	0	0
者 数	活動性結核	肺結	店     家     総数       動     塗     初回治療       排     陽     再治療       情     性     再治療			4	0	0	0	0	0	0
	核 核 その他菌陽性			8	6	4	0	2	2	0	0	
(2023. 1. 1∼	2023. 1. 1~ 菌陰性他			1	0	1	0	0	1	0	0	
2023. 12. 31) 活動性肺外結核			13	6	10	2	3	4	1	0		
潜在	潜在性結核感染症 (別掲)				32	23	16	0	1	15	0	0

# 年齢階級別結核登録者数 (表 2-2)

			×1 1 3×						4	丰	齢				
					総数	0-4	5-9	10-14	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
	登録	者総数			60	0	0	0	0	1	8	5	2	9	35
			総数	ά	14	0	0	0	0	0	1	1	1	1	10
				総数	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
登録	活動	活動性肺結核	喀痰塗抹陽性	初回治療	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
登録患者数	活動性結核	結核		再治療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他菌陽性			4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	
	菌陰性他			1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
		活動性肺外結核		5	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	
(2023. 12. 31)		不活動性結核			41	0	0	0	0	1	6	4	1	7	22
		不	明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
潜在性	生結核原	<b>以</b> 染症	(別掲)		29	0	0	0	0	1	2	4	4	1	17
	新登錄	录者総数	ζ		30	0	0	0	0	0	2	2	1	6	19
			総数	χ ·	20	0	0	0	0	0	1	2	1	3	13
				総数	15	0	0	0	0	0	0	2	0	3	10
新登録患者数	活	活動性肺結核	喀痰塗抹陽性	初回治療	15	0	0	0	0	0	0	2	0	3	10
者 数	(患者数 器者数 器者数 器 (患者数 器 (患者)		性	再治	10	0	0	0	0	0	0	2	0	3	10
				療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		_	その化 陽性		4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
(2023. 1. 1∼	(2023. 1.1~ 菌陰性他			1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
2023. 12. 31)	2023. 12. 31) 活動性肺外結核			10	0	0	0	0	0	1	0	0	3	6	
潜在性	潜在性結核感染症(別掲)			16	1	1	0	0	3	1	0	4	0	6	

#### (2) 結核患者に対する医療等に関わる診査

次の事項に関わる審議等を行うため、感染症の診査に関する協議会を定例で月2回、開催している。また、感染症法第20条に基づく入院勧告が必要な場合で定例会に間に合わないときには、その都度、緊急会を開催している。

- ア 感染症法第18条第1項による感染症のまん延を防止するため必要がある場合の就業制限の 通知に関すること
- イ 感染症法第 19 条第 1 項によるまん延防止のための入院勧告の報告、同法第 20 条第 1 項による入院勧告及び同条第 4 項による入院勧告期間の延長に関すること
- ウ 一般患者に対する結核医療費等の公費負担(感染症法第37条の2)に関すること

#### 感染症の診査に関する協議会の状況 (表 2-3)

年度		開催回数	ζ	就業制限通知件数			入院勧告及び 入院期間延長勧告件数			感染症法第 37 条の 2 の 規定に基づく申請件数			
+/X		空周公	取為公	諮問	診査	話無	諮問	診査結果		諮問	診査結果		
		定例会 緊急会		的问	適	不適	的问	適	不適	的问	適	不適	保留
2021	34	23	11	17	17	-	35	35	-	70	70	-	-
2022	35	24	11	22	22	-	55	55	-	73	73	-	-
2023	38	24	24 14		18	-	36	36	-	59	59	-	-

<sup>※</sup>新型コロナウイルス感染症は除く

#### (3) 結核患者に対する療養支援

新たに結核登録のあった患者のうち、確実な治療終了にいたるまでに保健師等の支援が必要な者に対して、感染症法第53条の14に基づくDOTS(直接服薬確認療法)事業を実施している。

なお、保健師の結核患者に対する療養支援としての家庭訪問や電話・来所相談の実績については、後述の「8 保健師活動」のうち表 8-1 に記載。

#### (4) 結核健康診断等の状況

感染症法第 17 条に基づき結核患者の家族及び関係者に対する健康診断を実施している。 この健康診断の実施にあたり、必要に応じて説明会を開催している。

感染症法第53条の13に基づき治療を終了した結核患者に対して管理検診を実施している。 ただし、医療機関における経過観察を目的とした外来診療や職場の健康診断等により病状に関する診断結果を把握できる場合には、重複して管理検診は実施しない。

また、感染症法第53条の2第3項に基づき、胸部エックス線健康診断を実施している。この 健診は、結核を早期に発見し及びそのまん延を防止するために、胸部エックス線検査を受ける 機会のない者に対して実施している。

#### 結核健康診断等実施状況(表 2-4)

			検査	内容				結	核有所	見
年度	検査対象人数	(延べ検査件数)	ツベルクリン反応検査	QFT検査	T—SPOT検査	エックス線直接撮影	喀痰検査	結核患者	潜在性結核感染症	要観察者
2021	487	513	4	400	11	98	0	0	16	23
2022	401	436	2	170	153	111	0	2	9	50
2023	240	265	1	93	92	78	1	0	4	80
定期外健診	236	260	1	93	92	74	0	0	4	80
患者家族健診	35	47	1	20	12	14	0	0	2	15
接触者健診	201	213	0	73	80	60	0	0	2	65
その他の健診	4	5	0	0	0	4	1	0	0	0
管理検診	4	5	0	0	0	4	1	0	0	0
胸部エックス線健診	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 3 エイズ・性感染症対策

HIV 感染症は、適切な治療によりエイズの発症を抑えることができることから、発症前の早期発見が重要である。早期発見につとめるとともに予防等に関しての普及啓発活動にも力を入れている。

#### (1) エイズ相談・HIV抗体検査

保健所を会場に、月1回のHIV 抗体検査と性感染症(梅毒、クラミジア、淋菌)検査を実施している。

#### エイズ相談状況 (表 3-1)

		相談件数												
年度		総	数	電	話	Ī		来 所						
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女					
2021	22	16	6	20	16	4	2	0	2					
2022	28	24	4	25	21	4	3	3	0					
2023	464	298	166	73	46	27	391	252	139					

<sup>※</sup>来所相談件数は相談だけの者と検査のため来所した者(検査日・結果日を含む)の合計数

#### HIV 抗体検査実施状況 (表 3-2)

		Н	ΙV	亢体検3	查		性感染症検査								
年度	ſ!	保健所		休日	<ul><li>迅速</li></ul>	検査	梅毒検査			クラミジア検査			淋菌検査		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2021	-	_	_	-	-	_	-	1	-	-	-	-	-	1	_
2022	-	-	-	-	_	_	-	-	_	-	-	-	-	-	_
2023	198	126	72	_			198	126	72	192	122	70	192	122	70
4043	(0)	(0)	(0)	_		_	(2)	(2)	(0)	(12)	(3)	(9)	(0)	(0)	(0)

<sup>※()</sup> は陽性者数

#### (2) 普及啓発活動

HIV 検査普及週間、東京都 HIV 検査・相談月間、世界エイズデーの時期に、ポスター掲示やチラシ等にて普及啓発を行っている。

# 4 各 種 健 診 · 検 査

#### (1) ウイルス肝炎相談・検査

予防や検査、療養に関する普及啓発活動、電話及び来所による健康相談、肝炎ウイルス検査 及び陽性と判定された方への治療勧奨等を実施している。(肝炎ウイルス検査の、40歳以上の 市民は表 5-10 参照)

#### ウイルス肝炎検査実施状況 (表 4-1)

	B型・C型肝炎 両ウィルス検査受診者数			B型肝炎ウィルス 検査受診者数			C型肝炎ウィルス 検査受診者数		
年度	総数	ルク快宜文 男	砂有剱 女	総数	2 全 文 形 有 · 男	数 女	総数	(宜文彰有)     男	数 女
2021	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2022	-	_	_	_	-	-	-	-	_
2023	<b>10</b> (0)	<b>6</b> (0)	4(0)	_	-	_	-	_	_

<sup>※()</sup> は陽性者数

# (2) エックス線検査

感染症法に基づき健康診断に伴うエックス線検査を行っている。(実施状況は、表 2-4 を参照。)

# 5 医療費助成制度

長期の療養又は多額の医療費を必要とする下記疾病等について、患者本人及びその家族の 経済的負担を軽減するため、医療費の助成等を行っている。

#### (1) 医療費助成制度

#### ア 結核医療(一般医療)

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者以外の患者(通院患者、結核以外の疾患による入院患者など)に対し、承認された結核医療の費用について、自己負担が5%になるよう助成する。

#### イ 結核医療(入院勧告又は入院措置)

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の住民税額により、一部自己負担がある。

#### ウ 自立支援医療(育成医療)

身体上の障がいを有し、手術等により確実な治療効果が期待できる方のうち、18 歳未満で、 患者が属する医療保険の被保険者の住民税額が一定額未満又は障がいが重度かつ継続の方に対 し、指定自立支援医療機関(育成医療)の医療費の自己負担分から、一部負担金及び食事療養 標準負担額を除いた額を助成する。

#### 工 療育給付

結核にり患し、入院を必要とする満 18 歳未満の患者に対し、入院医療に要する費用の助成を 行うとともに、学習及び療養生活等に必要な物品を現物支給する。なお、入院先が指定療育機 関であるときにこの助成を受けられる。

#### 才 養育医療

出生時体重が 2,000 g 以下又は生活力が特に薄弱であって、一定の症状を示す方に対し、入院中の医療費(医療保険適用)及び食事代(ミルク代)の自己負担分を助成する。なお、世帯の住民税額により徴収金基準月額が設定されているものの、その分については乳幼児医療費助成制度の対象となる。

#### カ 感染症医療

感染症法の一類感染症、二類感染症(結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症、新感染症 又は指定感染症のため、入院勧告又は入院措置により入院した患者に対し、入院から退院まで の医療費を助成する。なお、世帯員の住民税額により、一部自己負担がある。

#### キ 大気汚染関連疾病

気管支ぜん息及びその続発症(18歳未満は、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症も含む。)にり患し、東京都内に引き続き1年以上住所を有し、喫煙していない方で、医療保険等に加入されている方に対し、認定疾病の治療に要した医療費のうち、医療保険等を適用した後の自己負担額について助成する。

なお、2015年4月1日に制度改正があり、18歳以上の新規認定が廃止された。これにより、18歳以上は、2014年度までの認定者(2015年3月31日までに申請し、認定された方)の更新申請のみが認められることになった。また、生年月日が1997年4月1日以前の方は、2018年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額合計6,000円までが自己負担となった。

#### ク 妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群等の対象疾患に罹患し、前年分の総所得税額が3万円以下の世帯に属する 方又は入院見込期間が26日以上の方で、医療保険等に加入されている方に対し、認定疾病の入 院治療に係る医療費(食事療養標準負担額を除く保険適用分)の自己負担分を助成する。

# ケ 光化学スモッグ障がい者医療申請等受付業務

東京都内に住所を有する方で、東京都の区域内において、光化学スモッグの影響によると思われる健康障がいを受け、かつ医療保険等に加入されている方について、健康障がいを治療した医療費(医療保険適用)のうち、入院医療等に係る自己負担分を助成する。

#### コ 石綿健康被害者認定申請等の受付業務

石綿が原因で、労働者災害補償法等で補償されない中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付を支給する。

#### サ 骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供された方、及びその方が勤務する事業所に対し、助成金を交付する。2016年から事業を開始した。

#### シ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている児童のうち、障害者総合支援法等、他の制度が 利用できない児童等に対し、必要な日常生活用具を給付する。2022 年度から事業を開始した。

#### (2) 医療費公費負担・助成・給付認定数

医療費助成等の実績は以下のとおりである。

疾病別医療費公費負担·助成·給付認定数(表 5-1)

年   度			202	2		20	)23
疾 病 名	認定件数	申請件数	認定件数	レセプト 請求件数 (延べ件数)	申請件数	認定件数	レセプト 請求件数 (延べ件数)
総数	964	667	664	227	695	694	203
結核医療	85	0	0	-	0	0	_
一般患者(感染症法37条の2)	70	0	0	_	0	0	_
入院勧告(感染症法 37 条)	15	0	0	-	0	0	-
自立支援医療(育成医療)	15	6	6	56	5	5	42
療育給付	0	0	0	-	0	0	_
養育医療	93	63	61	170	70	70	161
感染症医療	-	0	0	_	0	0	-
大気汚染関連疾病	769	590	590	_	608	608	_
気管支ぜん息	769	590	590	_	608	608	-
その他の対象疾病	0	0	0	_	0	0	-
妊娠高血圧症候群等	0	1	1	1 (※3)	0	0	_
光化学スモッグ障がい者医療	0	0	0	_	0	0	_
石綿健康被害救済給付 ※1	_	1	_	_	1	_	_
骨髄ドナー支援事業助成金 ※2	2	0	0	_	6	6	-
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	_	6	6	_	5	5	_

<sup>※1</sup> 石綿健康被害救済給付の認定は、独立行政法人環境再生保全機構で行っている。

<sup>※2</sup> すべて提供者本人の申請である。

<sup>※3</sup> 償還払いにて助成した。

# 6 精神保健福祉

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下、「精神保健福祉法」という。)」に基づき、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、社会福祉施設、社会復帰施設などの関係機関との緊密な連携の下、精神障がい者の早期発見及び早期治療を促し、その社会復帰、地域生活の継続を支援している。特に、未治療・治療中断で医療につながりにくい困難事例や、薬物依存などの嗜癖問題、思春期相談などの専門的な対応に取り組んでいる。また、関係機関の技術の向上の支援を行うとともに、地域住民の精神保健の向上を図っている。

#### (1)管内概況

#### ア 医療保護入院届出数 (表 6-1)

	年 度			2021	2022	2023
	総 数			834	796	795
		小計		490	469	507
	症状性を含む 器質性精神障害	認知		458	438	483
	位 貝 I工作作学 古	認知以外	-	32	31	24
		小計		16	16	12
	精神作用物質使用による	アルコー	ル使用	9	14	9
	精神及び行動の障害	薬物使用	]	3	2	3
		その他の	使用	4	0	0
内 訳	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害				211	195
μ/	気分 (感情) 障害	69	74	55		
	神経症性障害、ストレス関連障害等				6	5
	成人の人格及び行動の障害			6	2	1
	知的障害(精神遅滞)			20	18	13
	その他の精神障害			2	0	0
	てんかん			0	0	1
	その他			6	0	6

#### イ 精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報または届出の受理件数

精神障がいのため、自身を傷つけ、又は、他人に害を与えるおそれのある場合には、警察官等から保健所に通報が行われる。これを受理し、東京都に経由事務として連絡することとなっている。その後、東京都が必要に応じ診察・入院の決定を行っている。

#### 精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報または届出の受理件数(表 6-2)

年 度	総数	第 22 条	第 23 条	第 24 条	第 26 条の 2
年 度	花奴	(一般人の申請)	(警察官の通報)	(検察官の通報)	(精神科病院管理者の届出)
2021	81	_	81		_
2022	69	_	69		_
2023	96	_	91	5	_

#### ウ 措置入院者数及び東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン運用件数

精神障がい者が退院後にどこの地域で生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援 等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的に2019年度「東京都に おける措置入院者退院後支援ガイドライン」が策定され、2020年度より本格実施となった。開 始直後より新型コロナウイルス感染症の拡大にて病院での面会制限等も多くあり、本人同意が 得られない、退院までの日数が短い等の理由で件数は推移しているが、法第47条に基づく通常 の相談支援業務内での支援を行っている。

措置入院者数及び東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン運用件数 (表6-3)

年 度	2020	2021	2022	2023
措置入院件数	18	35	24	35
ガイドライン運用件数	2	1	1	2

#### (2) 個別支援活動

#### ア 精神保健福祉相談・訪問指導(保健師による)

保健師が面接及び電話による相談を随時行っている。また、必要に応じ、家庭等に訪問して 生活環境や本人・家族の状況を把握し、相談・指導を行っている。

精神保健福祉相談・訪問指導状況(保健師による)(表 6-4)

年度			2021	2022	2023
		実人員	460	624	6
		延べ人員	4, 937	4, 251	4, 3
		社会復帰	183	127	
		老人精神保健	104	53	
		アルコール	124	151	1
精神保健福祉相談	-	薬物	17	44	
(訪問以外の面接・ 電話相談等)	内訳	ギャンブル	13	5	
	14/1	ゲーム	25	8	
		児童・思春期	640	366	3
		摂食障害	38	20	
		心の健康づくり	472	354	4
		一般精神保健※	3, 321	3, 123	3, 2
		実人員	339	476	3
		延べ人員	852	911	ç
		社会復帰	26	14	
		老人精神保健	13	41	
		アルコール	18	6	
特加伊伊拉列 計 图 投資		薬物等	0	11	
精神保健福祉訪問指導	内訳	ギャンブル	0	2	
	E/C	ゲーム	6	1	
		児童・思春期	87	93	
		摂食障害	13	17	
		心の健康づくり	98	52	
		一般精神保健※	591	674	7

<sup>※</sup>一般精神保健は、うつ・うつ状態、てんかん、その他を含む

#### イ 精神保健福祉相談・訪問指導(専門医による)

精神障がいを早期に発見し、適切な治療を受けられるよう専門医による相談を行っている。 また、関係機関支援の一環としての相談役も担っている。2023 年度は一般相談、酒害相談を月 1~2 回、思春期相談を隔月で1回行った。

精神保健福祉相談・訪問指導状況(専門医による)(表 6-5)

	年度		2021	2022	2023
		実施回数	26	26	33
		実人員	33	31	43
		延べ人員	33	33	50
		社会復帰	_	1	3
精神保健福祉相談	内	老人精神保健	_	1	1
相作依使怕似的談		アルコール	_	4	5
		薬物依存	_	_	_
	訳	児童・思春期	16	4	4
		心の健康づくり	2	2	2
		一般精神保健※	15	21	39
		実施回数	1	1	4
		実人員		1	4
		延べ人員	2	1	4
		社会復帰	_	_	_
	内	老人精神保健	_	_	_
精神保健福祉訪問指導		アルコール	-	_	_
		薬物依存	_	_	_
	訳	児童・思春期	_	_	_
		心の健康づくり	-	_	_
		一般精神保健※	2	1	4

<sup>※</sup>ここでいう「一般精神保健」では、その多くが未治療・医療中断ケースであり、警察官通報で把握 したケースも含まれている.

#### ウ ひきこもり相談員による相談(表 6-6)

年 度	ひきこもり	実施回数	実人員	延人員	
十 及	相談員数	<b>天</b> 旭凹剱	(訪問・面接)	訪問	面接
2021	4	114	22	45	149
2022	3	114	16	17	173
2023	3	113	18	25	182

#### エ 専門グループワーク

思春期のひきこもりに関する相談の増加に伴い、ひきこもりの子をもつ親を対象としたグループワーク (略称 思春期親グループ)及びひきこもりの状態にある本人を対象としたグループワーク (略称 本人グループ)を行っている。

#### 本人グループ実施状況 (表 6-7)

年 度	年間実施回数	参加者数				
年	1 中间关旭凹级	実参加者	延べ参加者			
2021	47	5	151			
2022	47	5	170			
2023	45	5	109			

#### 思春期親グループ実施状況 (表 6-8)

左	左則字坎同粉	参加者数					
年 度	年間実施回数	実参加者	延べ参加者				
2021	5	4	9				
2022	9	※ 23 (再掲 20)	※ 40 (再掲 30)				
2023	6	※ 33(再掲 31)	※ 54 (再掲 48)				

<sup>※2022</sup> 年度から講演会を実施。講演会参加者再掲。

#### オ ケースカンファレンス

精神障がい者に係わる保健・医療・福祉等の関係者と複雑困難事例に対してケースカンファレンスを開催し、個別ケア支援の充実を図っている。

#### ケースカンファレンス実施状況 (表 6-9)

テーマ	回数	参加機関数	参加者
医療中断・未治療等を含む一般精神保健	102	494	保健医療福祉関係者等
虐待等を含む児童思春期精神保健	1	1	保健医療福祉及び学校教育関
に付守を占む九重心作別相件体度	1	4	係者等
アルコール問題等を含む酒害・薬物精神保健	1	2	保健医療福祉関係者等
その他	2	12	保健医療福祉関係者等
総計	106	512	

#### (3) 普及啓発活動

#### ア 精神保健福祉講演会開催状況

精神疾患・精神障がいについての知識を普及し、住民の理解を得るために、講演会を主催するとともに、他機関や住民組織からの依頼に応じて、職員を派遣している。また、ホームページや「みんなの健康だより」を活用して、精神保健に関する情報提供を行っている。

講演会・健康教育の実施状況 (表 6-10)

月日	テーマ	参加人員	対 象 者
6月22日	民生委員と保健師の連携について	20	民生委員・児童委員
8月22日	こころのサポーター養成研修	18	堺地域の相談支援業務従事者
9月22日	こころのサポーター養成研修	15	鶴川地域の相談支援業務従事者
10月6日	こころのサポーター養成研修	28	市民及び食育ボランティア

#### (4) 地域支援体制の整備

#### ア 地域精神保健連絡協議会・専門部会

地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、地域精神保健福祉連絡協議会と専門部会を設置し、管轄内の課題を協議している。

#### 会議実施状況 (表 6-11)

月日	会議名	議題	参加者数
7月20日	地域精神保健福祉連絡 協議会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を 送るために	18
11月27日	地域精神保健福祉連絡 協議会専門部会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を 送るために	10
2024 年 1 月 29 日	地域精神保健福祉連絡 協議会専門部会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を 送るために	10

#### イ ひきこもりネットワーク会議

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制 を構築していくためにひきこもりネットワーク会議を開催している。

#### ひきこもりネットワーク会議の実施状況(表 6-12)

月日	内容	参加機関数
6月27日	事例検討会 アンケート実施	21
10月31日	事例検討会 アンケート実施	22

# ウ ひきこもりネットワーク会議代表者会

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援機関の代表者との打合せ会を実施し、ネットワーク会議の内容検討等を行っている。

#### ひきこもりネットワーク会議代表会の実施状況 (表 6-13)

月日	内容	参加機関数
9月19日	今年度の運営、第1回振り返り、第2回計画	6
2024 年 1 月 16 日	第2回及び1年間の振り返り、次年度計画	8

# 7 難病対策

難病は、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ長期の療養生活が必要となるため、患者及び家族は、疾病の特殊性から医療面、経済面、生活面等に様々な問題を抱えている。そのため「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、「難病患者療養支援事業」として、保健師等による訪問指導等を実施し、医療・福祉との連携のもと、安心安全な療養生活の支援を行っている。

2013年4月1日より「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」になり、障がい者の定義に難病が追加された。また2015年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号、以下難病法)」が施行され、難病について、「原因不明、治療法未確立、希少性の高い疾患で長期療養を必要とする疾患」と定義された。

#### (1) 個別支援活動

#### ア 訪問等相談

保健師等が在宅難病患者や家族に対して、療養上の問題や介護負担などの相談を受け、必要 に応じ家庭訪問等を行っている。

特殊疾病対策事業訪問等相談実施状況	(表 7-	-1)
机水水水水水平未奶用者怕吸大腿水池	(1)	

年度	総数		関係機関連絡			
<b>平</b> 及	花奴	家庭訪問	所内相談	電話相談	その他の相談	<b>判你機則理船</b>
2021	2, 367	198	14	1, 218	58	879
2022	2, 867	412	41	1, 290	96	1, 028
2023	1, 794	180	24	587	67	936
保健師	1, 794	180	24	587	67	936
作業療法士	2	2	_	_	_	_
言語聴覚士	0	0	_	_	_	_
その他	_	_	_	_	_	_

#### イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅難病患者(医療処置を必要とする者等)に対し、個々の実態に応じた保健医療福祉の連携による総合的な在宅療養支援を効果的に行うため、在宅療養支援計画策定・評価会議を開催している。支援計画に基づく療養支援の評価に加え、在宅難病患者のうち24時間人工呼吸器使用者に対して、災害時個別支援計画を策定し、更なるケアの質の確保に努めている。

在宅療養支援計画策定・評価会議開催状況 (表 7-2)

年度	回数	報告検討事例の件数	参加者総数
2021	10	49	29
2022	5	5	31
2023	4	49	30

#### ウ 医療機器貸与事業及び訪問看護

難病患者とその家族の療養環境の充実と安定した生活の確保を図ることを目的として在宅療養難病患者に対して、吸引器及び吸入器を貸与するとともに、必要に応じて訪問看護を行っている。(※障がい者総合支援法等他のサービスの利用優先)なお、2023年度の本事業の新規申請はなかった。

保健師と訪問看護師による日常的な連絡調整・相談、支援状況の共有や課題の検討等を行っている。

#### 医療機器貸与実施状況(表 7-3)

年度	貸与患者数	機器の	の種類	訪問看護	訪問回数
平及	<b>其</b> 分忠有级	吸引器	吸入器	導入患者数	前间凹级
2021	5	5	2	2	64
2022	4	4	1	1	46
2023	2	2	0	1	48

#### エ 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護のコーディネート

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者が、医療保険の定める回数をこえて、一日複数回の訪問看護を受けられるよう東京都が訪問看護ステーション等に委託している。主治医の指示書に基づき、訪問看護を実施することで、療養環境整備等を行っている。2023年度の利用は2件となっている。

#### オ 在宅難病患者一時入院制度のコーディネート

在宅難病患者の安定した療養生活を確保するため、介護者の疾病や事故等により、一時的に介護が困難になった場合に、一時的に入院を受け入れる制度で、都内に 14 病院、20 床が確保されている。期間は原則として 1 回 30 日以内、年間 90 日までである。(2024 年 3 月 31 日現在)

#### 一時入院制度利用状況(表 7-4)

年 度	利用者数	利用延日数
2021	0	0
2022	1	14
2023	0	0

#### (2) 普及啓発活動

#### ア 難病講演会

療養者・家族が疾病について正しい理解を持ち療養生活が送れること、また、地域の支援関係者が疾病の正しい理解を深め、質の高い療養支援を提供できることを目的として専門医等による講演会を開催している。

#### 難病講演会実施状況(表 7-5)

年度	月日	実施場所	内容	対象者	参加者数
2021	11 日 20 日	Wab BB/B	在宅難病患者における地域と病 難病患者のケアに役		55
2021	021   11月29日   Web 開催		院の連携	保健医療福祉関係者等	55
2022			在宅難病患者・重症心身障害者	保健予防課保健師	1.5
2022	11月6日	中町庁舎研修棟	における保健師の役割について	休 <b>)</b>   /   /   /	15
2023	2024 年	中町庁舎講堂 ALS、MSA、SDC の患者を支える		難病患者のケアに携わる保	70
2023	2月14日	(オンライン併用)	人のための講演会	健医療福祉関係者	70

#### (3) 在宅療養支援地域ケアネットワーク

難病対策を円滑に推進し、在宅難病患者の療養生活の支援するため、地域の支援機関とのネットワークの連携及び強化を目指している。

#### ア 町田市難病対策地域協議会

町田市難病対策地域協議会は、難病の患者への支援体制の整備と関係機関等の連携の緊密化を図る目的で開催している。2023 年度は、「(1) 風水害時の避難目的レスパイト入院の取組について」、「(2) 町田市の難病患者にかかる現状と課題について〜保健所の個別支援から〜」についての意見交換を行った。

#### イ 訪問看護ステーション連絡会

在宅療養環境及び支援の質の向上を図るため、市内にある訪問看護ステーションが協力し情報共有や訪問看護の質向上を目指した活動を行っている。保健所は、連携機関の一つとして参加している。

#### ウ 在宅難病患者訪問診療事業

東京都が東京都医師会に委託し、地区医師会ごとに、寝たきり等で通院が困難な在宅難病患者に対して適切な医療を確保するために、訪問診療を実施している。町田市医師会が訪問診療班(専門医・主治医等)を編成して訪問診療をしており、医師会からの依頼に基づき参加している。

# 8 保健師活動

保健・医療・福祉の住民ニーズは、多様化・複雑化かつ増大している。そのため、健康増進・疾病予防から、治療・リハビリテーション・地域ケアなど、広範な地域保健活動が求められている。これらの課題に対応するため、保健師は、感染症対策、結核対策、母子保健、成人保健、難病対策、精神保健等の事業の企画及び運営並びに個別支援活動を並行して行っている。その過程を経て、地域のネットワークづくりやケアシステムの構築を図っている。

これにより、市民にとって身近な地域保健活動の展開の他、感染症や災害発生時の健康危機 発生時の対応強化、新たな健康課題への対応等の充実を目指している。

2021 年度から、業務内容ごとに係を再編し、会議や健診等の各種事業を実施している。個別支援活動の対象である市民や関係機関からの相談は、相談内容によって担当する係が窓口となり、また、相談内容によって課内の各係が連携し、対応している。これらに加え、関係機関・部署及び保健所内各課との連携を図り、かつ、他職種の職員と協働することで、市民の視点を踏まえた公衆衛生保健活動の展開を図っている。

#### (1) 市民の受療状況

市民は、神奈川県への交通の便が良いことから都県域を越えて医療機関を利用していることが多い。精神医療では、市内に入院病床のある精神科病院が6箇所あり、神奈川県民の入院も多い。一方、難病医療においては、市民が市外の医療機関を利用することが多い。特に神経系難病の在宅療養者は、人工呼吸器が必要になるなど、病状が進行してくると、専門医療機関がある神奈川県の医療機関を利用する割合が高くなる。結核医療も同様の理由により、市外や神奈川県の医療機関を利用している市民が多い。2022年度の全体の受療状況は、COVID-19の流行が本格化した2020年度、2021年度と同様にCOVID-19の影響により受診機会の減少等がみられ、遠方の医療機関へ受療する事例が多かった印象がある。

#### (2) 個別支援活動と分野別の傾向

本人、家族、各関係機関などから相談や依頼のあった方、また、結核・感染症などの発生届、 医療費公費負担申請、その他各種健診等で必要のある方に対し、個別支援活動を実施している。

# 保健師地区活動状況(表 8-1)

	下降叫地区位:			0 1)		sk-der			d.		公害				(内訳)			
年度	区分	対応件数	感染症	結核	エイズ	精神保健福祉	心身障害	長期療養児	生活習慣病等	難病	・アレルギー等	妊産婦	乳児	低体重児	新生児	一般乳児	幼児	その他
	家庭訪問	3, 570	54	74	0	852	58	21	10	198	0	543	934	39	406	489	714	112
	所内相談	3, 309	143	164	2	1,001	17	2	21	14	0	1, 424	228	28	14	186	260	33
2021	電話相談	22, 399	9, 412	937	20	3, 868	231	78	68	1, 218	5	2, 059	2, 379	139	836	1, 404	1, 907	217
	文書その他の相談	2, 651	774	359	2	68	73	1	1	58	0	408	642	99	280	263	243	22
	関係機関連絡	18, 325	5, 717	1, 124	4	4, 024	446	128	24	879	1	1,726	2, 106	136	834	1, 136	1,946	200
	家庭訪問	4, 225	148	69	0	911	67	26	0	409	0	485	1, 138	34	415	689	890	82
	所内相談	3, 689	18	74	3	1, 242	12	9	3	41	0	1, 708	259	8	22	229	297	23
2022	電話相談	19, 024	6, 397	1, 489	25	2, 938	134	64	37	1, 290	1	1,820	2, 735	100	930	1, 705	1, 897	197
	文書その他の相談	1, 332	141	5	0	71	49	12	0	96	0	394	457	79	248	130	103	4
	関係機関連絡	19, 359	3, 360	834	0	5, 113	391	211	2	1, 028	0	2, 566	3, 326	204	1, 432	1,690	2, 297	231
	家庭訪問	3, 999	76	162	3	949	62	39	0	180	0	441	1, 017	46	382	589	917	119
	<b>所内相談</b>	3, 726	63	73	0	1, 292	10	5	1	24	0	1, 788	219	30	37	152	206	15
2023	電話相談	12, 473	705	997	38	2, 907	114	56	5	587	1	1, 595	3, 262	188	1, 527	1, 547	1, 989	209
	文書その他の相談	1, 388	58	52	0	103	103	11	0	67	0	227	678	186	397	95	89	0
	関係機関連絡	16, 360	1, 172	1, 309	6	4, 934	711	107	0	936	0	2, 034	2, 502	251	898	1, 353	2, 296	262

保健師地区活動状況(表 8-2)

71404	Ebh 10 6740	133777	L (3X			再 掲 2								
		-		内 訳		円 掲 Z								
年度	区 分	再揭 1 虐待	児 <u>童</u>	老人	そ の 他	ひきこもり	発達障害	自殺企図	の 貴族 者	犯罪被害者	近隣苦情	未治療	医療中断	
	家庭訪問	126	106	1	19	163	34	19	0	0	5	15	46	
2021	所内相談	34	22	1	11	334	33	11	0	0	7	11	35	
	電話相談	249	144	13	92	348	207	43	0	0	27	61	132	
	文書等	6	6	0	0	13	4	0	0	0	0	0	0	
	関係機関	622	527	13	82	244	283	51	0	0	12	42	189	
	家庭訪問	103	76	21	6	139	21	20	0	0	6	16	29	
	所内相談	56	33	3	20	444	48	14	0	0	11	37	30	
2022	電話相談	204	144	17	43	288	75	24	6	1	23	53	42	
	文書等	2	2	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	
	関係機関	799	612	41	146	611	294	106	12	0	42	100	223	
	家庭訪問	75	61	1	12	92	38	21	1	0	24	23	84	
	所内相談	39	25	0	13	460	45	12	0	0	13	49	46	
2023	電話相談	134	111	0	21	253	85	63	1	2	36	92	83	
	文書等	4	4	0	0	6	13	0	0	0	0	2	0	
	関係機関	849	699	16	133	176	305	180	9	10	92	108	629	

※表 8-1 及び表 8-2 は、保健師の個別支援活動を家庭訪問・所内相談・電話相談・関係機関連絡 ごとに示している。

地域保健活動の支援対象者は、当初は特定の保健分野の相談として始まったとしても、背景には複数の保健分野の課題があることが少なくない。また、相談される方自身が、本来支援を要する方であることもある。近年の傾向として、複数の関係機関の関わりが必要な困難事例が増えている。

今後の活動において、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化や調整が重要な課題である。

#### ア 精神保健福祉

未治療・医療中断や、思春期相談など専門的な相談を実施している。相談の特徴としては、 以下の5点があげられる。

- ①「ひきこもり」に関する相談
- ②「発達障害」に関する相談
- ③未治療・医療中断に関する相談
- ④関係機関や近隣住民からの相談

精神疾患が起因すると思われる問題行動に困っているという相談がある。本人はもちろん、 家族も相談場面に積極的に登場しないことが多い。いかにその対象者にアプローチできるかが 課題である。

⑤複数の関係機関の関与

庁内関係部署や地域の民生児童委員など、既に多くの関係機関が関わっている事例が多い。

#### イ 児童・髙齢者虐待の相談

当事者や家族への対応や、関係機関の相談支援を求められることが多い。いずれの事例も、 単独機関では解決が困難であり、子ども家庭支援センター、児童相談所、高齢者支援センター、 高齢者福祉課、障がい福祉課、医療機関など、多くの機関が連携しながら支援を行っている。

#### ウ 難病対策

在宅療養が長期にわたる人工呼吸器使用患者や医療的ケアの多い患者、病状の進行が早く生命にかかわる症状が早期に出現し、適宜在宅療養サービスの調整が必要な方を重点的に支援することが多い。難病関連事業や関係機関と連携しながら、継続的に支援している。

#### 工 結核対策

結核患者の療養支援や、結核患者の接触者を対象とした健康診断や相談を行っている。結核 患者の特徴としては、高齢者の登録者数が多い傾向があるが、若年者や外国人の発生も見られ ている。

結核治療は、一定期間の服薬を確実に継続することが重要である。治療中断や不規則な服薬は病状悪化や感染拡大の可能性があるため、若年者や外国人など特にリスクの高い患者を中心として、関係機関と連携を図りながら対象者に合わせた服薬及び療養の支援を行っている。

2022 年度は、新規発生患者数が減少し、入院医療機関が見つからない等の COVID-19 の影響によると思われる事例が発生した。COVID-19 の影響による受診率の低下なども懸念されるため、引き続き新規発生患者の動向を見守っていく必要がある。

#### 才 感染症対策

感染症発生届の受理後、または集団感染の情報探知後、迅速に積極的疫学調査を行い、二次 感染予防のための指導や対応を行っている。

COVID-19 については、感染急拡大への迅速な対応に向けて、国や都の方針を確認、多職種による連携構築、効果的かつ効率的な対応に向けて検討及び調整を行い、感染拡大防止を目指して対応した。

#### (3) 保健・医療・福祉等関係機関との連携強化

地域特性や個別性を勘案し、様々な支援サービスを円滑かつ効率的に提供できるように、庁 内関連部署及び市内外の保健・医療・福祉など、関係機関との連携を強化し、総合的な地域ケ アの検討と調整を行っている(表 8-3)。

保健・医療・福祉等関係機関との連携会議参加状況 (表 8-3)

分野	会議名	回数	主催者	内容
	町田市精神障害者さるびあ会総会	1	NPO 法人さるびあ会	情報交換
	障がい者雇用連絡会議	2	ハローワーク町田	情報交換、連携会議
	自殺対策推進庁内連絡会	2	健康推進課	検討、 連携会議
	地域生活移行支援会議 圏域別会議	1	多摩総合精神保健福祉セン ター	情報交換
	多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務 連絡会	1	多摩総合精神保健福祉セン ター	情報交換
精神	地域ケア推進会議	1	高齢者支援センター	情報交換
	鶴川圏域相談支援機関連携会議	4	高齢者支援センター	情報交換、事例検討等
	鶴川地区福祉情報交換会	5	社会福祉法人まちのひ相談 室	情報交換
	ひきこもりに係る支援推進会議	1	東京都福祉局生活福祉部地 域福祉課	情報交換
	中核市保健所精神保健福祉担当者連絡会	2	中核市保健所	情報交換
	南多摩医療圏町田地域精神科医療地域連 携会議	1	鶴が丘ガーデンホスピタル	情報交換、連携会議
 母 子	子育て支援ネットワーク連絡会、地域ネットワーク会議	42	子ども家庭支援センター	情報交換
子	CAPS合同会議	3	町田市医師会	意見交換
重心	重症心身障害児等在宅療育支援事業 保 健所担当者連絡会	1	東京都福祉保健局	情報交換、連携会議
心	重症心身障害児等在宅療育支援事業 在 宅療育支援地域連携会議	1	西部訪問看護事業部	情報交換、連携会議
感染症	感染症対策地域連携会議	7	市内医療機関	感染症対策
	配偶者からの暴力等担当者連絡会	1	市民協働推進課(男女平等 推進センター)	情報交換、連携会議
	町田市訪問看護ステーション連絡会	7	町田市訪問看護ステーション連絡会、町田市介護人材 開発センター	情報交換、連携会議
その	町田市看護部長会	1	町田市看護部長会	情報交換、連携会議
他	高次脳機能障がい関係機関等連絡会	2	ひかり療育園	情報交換、連携会議
	町田市男女平等推進会議	2	市民協働推進課(男女平等 推進センター)	情報交換、連携会議
	老人ホーム入所判定審査会	1	高齢者福祉課	認定審査

# 9 健康づくり推進

#### (1) 健康づくり推進員

健康づくり推進員は、市と協力しながら「自分の健康は自分で守る」という意識の向上を図ること及び市民の自発的な健康づくり活動の推進と地域づくりを目指すため、時代にあわせて変化していく健康づくりの意味について、市とともに考えながら地域に根ざした協働活動を行っている。

# 健康づくり推進員の概要(表 9-1)

設置根拠	町田市健康づくり推進員設置要領	
対 象	主に町内会自治会から推薦を受けた方を市長が委嘱	
人 数 (2024年3月 末日時点)	推薦団体数:111 (2022 年度:112) 推進員数:170 (2022 年度:165)	
任 期	2年 (再選及び年度途中の交代可)	

※2020~2023 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している「総会」、「健康 づくり推進員研修会」、「活動情報共有会議」、「活動実績共有会議」は中止としました。

【参考】2019 年度 年間活動状況 (表 9-2)

行事	開催日	内容	参加者数
総会	委嘱状交付式 健康づくり推進員活動紹介 5月20日 2018 年度活動計画 講演「健康づくりの秘訣」 講師:町田市保健所長		144
研修会	6月26日	「町トレで、上がる体力!つながる地域」 講師:理学療法士	87
班 修 云	7月31日	地域の皆と共に、イキイキと自分らしく暮らす方法 〜Well-Being(幸せ・健康)のサイエンスから学ぼう〜	72
情報共有会議	10月2日	各地区の活動状況に関する情報交換	11
実績共有会議	2020年 2月26日	各地区の活動実績に関する情報交換	

※この他に、各地区(町田地区、南地区、鶴川地区、忠生地区、小山地区、相原地区)において、地 区活動を行っている

# 10 食 育 推 進

食育基本法(第18条)に基づく市町村食育推進計画として、2019年3月に策定した「第2次町田市食育推進計画」に基づき、広く食育を周知し、市民が食育に関心を持ち実践につながるよう、食育推進ネットワークを構築し、取り組んでいる。

#### (1) 町田市食育推進計画推進委員会

食や食育に関わる機関、団体及び学識経験者を構成員とする委員会で、食育推進事業について、専門的な立場から指導・助言をいただき協議を行っている。

#### 町田市食育推進計画策定及び推進委員会実施状況 (表 10-1)

	年月日	内容		
第1回	8月4日	「(仮称) まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の策定について 2022 年度の食育の取組報告および 2023 年度以降の取組について		
第2回	2024年2月9日	「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の推進について		

#### (2) 町田市食育推進庁内連絡会

庁内関係部署を構成員とする連絡会で、食育に関する情報共有及び食育推進事業の検討を行っている。

#### 町田市食育推進庁内連絡会実施状況(表 10-2)

	年月日	内容		
第1回	8月21日	町田市における食育の課題に関する意見について 2022 年度の食育の取組報告および 2023 年度以降の取組について 第1次・第2次町田市食育推進計画報告書の作成について		
第2回	2024 年 2 月 13 日	「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の推進について		

#### (3)食育講演会

市民を対象に、食育の周知と推進を図るため、町田市総合健康づくり月間に合わせて食に関する普及啓発動画を公開している。

#### 食育講演会実施状況 (表 10-3)

日程	テーマ	講師	参加人数
11月24日	「簡単おいしい「3ステップレシピ」~手軽においしく、もっと野菜を食べよう!」~	料理研究家	93

#### (4) 食育ボランティアによる共食の普及啓発

2015年度、2016年度、2019年度に食育ボランティアを養成した。2024年3月時点の登録者は25名で、食に関するイベントや地域からの依頼で行事食や食文化等についての普及啓発活動を実施している。

# 食育ボランティア連絡会実施状況 (表 10-4)

日程	内容	参加人数
6月6日	・2023 年度の活動予定について ・1 期・2 期の自主化について ・ワークショップ「2023 年度の食育活動」	8
10月6日	(勉強会) 「『ここサポ』養成研修」	9
12月7日	・自主活動の進め方について ・役割分担、グループ編成	8
2024 年 3 月 7 日	(勉強会) ・「放置竹林をメンマにして、町田の里山を育てる」 ・活動報告会	13

# 食育ボランティア活動実績(表 10-5)

日程	活動名	内容	場所	活動人数
6月17日~19日	食育月間における 食育イベント	食育クイズ	東急リバブル	7
7月28日~29日	くらしフェア	知りたい!食べたい!まちだの 野菜	町田市民フォーラム	5
2024 年 1 月 18 日	市内保育園におけ る食育活動	調理実習「手打ちうどん」	山崎保育園	3
2024 年 1 月 27 日	野菜を使用した食育「野菜スタンプで の作品づくり」	<ul><li>・野菜クイズ「やさいのおなか」</li><li>・野菜のスタンプを使用した作品づくり</li></ul>	児童発達支援・放課後 デイサービスシエル	3
2024 年 2 月 4 日	調理実習「アウトド アに!災害時に! 親子でパッククッ キング」	<ul><li>・紙芝居の読み聞かせ</li><li>・絵本の読み聞かせ</li><li>・エプロンシアター</li></ul>	子どもセンター まあち	7
2024年2月6日	食をテーマにした 対話型鑑賞	食育対話型鑑賞「アンリ・ルソー作「自画像」、ケス・グレイ作「ちゃんと食べなさい」」	生涯学習センター	4

# (5) 食体験事業

市民が町田の食や生産者にふれる機会を増やし、食育に関心を持つことや食に対する感謝の心を育むことを目的に実施している。

食育ツーリズム実施状況 (表 10-6)

開催日	参加人数	実施場所	内容
7月26日	20 (大人 9、 子ども 11)	相原ブルーベリー農園 子どもセンターぱお	・ブルーベリーの収穫体験及び生産者による 講話 ・町田産野菜を使用した弁当及びミルクジェ ラートの喫食

#### (6)6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」の食育活動の強化

6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」にあわせ、主食・主菜・副菜をそろえて食べる機会や、野菜摂取量の増加に向けた食育活動を強化している。

# 6月の食育月間、毎月19日の「食育の日」の食育活動の実施状況(表10-7)

	実施日	内容	実施場所
6月の 「食育月間」	①6月9日~6月30日 ②6月1日~6月30日 ③6月9日~7月12日 ④6月1日~6月30日 ⑤6月5日~6月16日 ⑥6月1日~6月30日 ⑦6月1日~6月30日 ⑨6月11日 ⑨6月11日、6月24日 ⑩6月1日~6月30日 ⑪6月1日~6月10日	①懸垂幕の掲示 ②のぼり旗の掲示、パネル展示、リーフレットの配布 ③町田市立中央図書館にて食育関連書籍の紹介 ④庁用車への啓発ステッカー貼付 ⑤「食育月間&歯と口の健康週間」展示イベント ⑥バス・タクシー車内デジタルサイネージへの動画掲載 ⑦商業施設デジタルサイネージへの動画掲載 ⑧FC町田ゼルビア電光掲示板 PR 画像掲載 ⑨ASV ペスカドーラ町田電光掲示板 PR 画像掲載 ⑩野菜レシピブック配布 ⑪親子向け食育イベント	①市庁舎前 ②市民ホール及び健康 福祉会館 ③町中央図書館 ④庁用車 ⑤市庁舎1階イベントスタジオーグですが、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
毎月 19 日の 「食育の日」	①4月19日、5月19日、6月19日、7月19日、9月19日、10月19日、12月19日、12月19日、2024年1月19日、2024年3月19日、2024年3月19日。	①・のぼり旗の掲示、食育ティッシュ等の配布 ・SNS でのレシピ等の情報発信 ②・食育についての講話、食育グッズの配布 ・のぼり旗の掲示	①町田市民ホール 森 のレストラン、健康福 祉会館 ②子どもセンターまあ ち、子どもセンターぱ お分館 WAAAO

# 11 保 健 栄 養

健康増進法に基づき、国民健康・栄養調査、特定給食施設指導及び食品関連事業者支援等を行っている。また、関係部署や関係機関・団体と連携しながら食を通じた健康づくりを推進し、市民を取り巻く食環境の整備を図っている。

#### (1) 国民健康・栄養調査

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年 11 月に厚生労働省が実施している調査で、調査内容は、身体状況(身長・体重・血液生化学検査等)、栄養摂取量及び生活習慣・運動の状況等である。

2023年度は、調査地区に該当しなかった。

#### (2) 連携・調整

市民の食を通じた健康づくりをより効果的、かつ効率的に実施するため、南多摩圏域保健所や庁内栄養士と連携・調整を行っている。

#### 関係機関との連絡調整会議の実施状況 (表 11-1)

項目	回数	延べ人数	内容等
南多摩保健医療圈 3 保健所栄養業務連絡会	3	22	・各保健所における事業計画について ・圏域研修について ・食育研修について ・保健所における保健栄養事業の進捗状況について
栄養業務連絡会	2	14	・次年度に向けた要領改正について ・災害における栄養・食生活支援活動に関する協定 締結について ・食育の日における共通の取組について ・次年度の研究・検討事項について

#### (3) 人材育成

地域で健康づくりを推進するための重要な担い手である地域活動栄養士会(栄養士の資格を活かして、自主的に市民の食生活支援活動を行っている団体)に対し、最新の健康・栄養情報の提供、活動の支援等を行っている。

#### (4) 特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は 255 施設 (2024 年 3 月末日) である。管理栄養士・栄養士の配置状況をみると、そのうち管理栄養士のみいる施設は 63 施設 (24.7%)、管理栄養士・栄養士どちらもいる施設は 52 施設 (20.4%)、栄養士のみいる施設は 79 施設 (31.0%)、どちらも配置されていない施設は 61 施設 (23.9%) である。健康増進法第 21 条第 1 項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設は、病院 5 施設である。

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持・増進を図ることを目的に、栄養・衛生管理の充実、栄養教育の推進等について各施設の状況等に応じた指導を行っている。

#### 給食施設数 (表 11-2)

255
61
20
5
0
31
86
11
12
4
0
0
0
25

#### ア 指導状況

巡回(施設を個別に訪問して実地に指導を行う)や来所、電話等による個別指導及び栄養管理講習会、施設種類別給食連絡会等の集団指導を行っている。

栄養管理講習会では、給食施設の管理者、栄養士、調理師等を対象に、行政からの連絡や最新の健康・栄養情報の提供等を行っている。施設種類別連絡会では、各施設における栄養改善の取組の情報交換や研究活動等を行っている。

# 給食施設指導状況 (表 11-3)

年	三 度		20	21			20	2022			20	23	
		個別		复臣打造	新 · 一 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	個別		<b></b>	<b>美</b> 刑旨拿	個別		<b>集区</b> 书诞	是到領事
Þ	区 分	個別指導延べ施設数	(再掲)巡回指導	実施回数	延べ施設数	個別指導延べ施設数	(再掲)巡回指導	実施回数	延べ施設数	個別指導延べ施設数	(再掲)巡回指導	実施回数	延べ施設数
	総数	433	28	12	325	340	8	13	327	355	60	13	291
特定給	1回100食 以上又は 1日250食 以上	261	15		208	213	2		206	226	38		182
特定給食施設	1回300食 以上又は 1日750食 以上	60	1		36	30	1		43	35	5		41
給食施設	1回100食 未満又は 1日250食 未満	112	12		81	97	5		78	94	17		68

#### 栄養管理講習会実施状況(表 11-4)

目1/2 口		= -	≘推占军	参加	参加
開催日	会 場	テーマ	講師	施設数	人数
5月25日	WEB 開催	栄養管理報告書について	町田市保健所栄養指導	82	83
5月25日	WED 用作	衛生管理について	員、食品衛生監視員	02	00
0 8 11 0	WEB 開催	講演「給食施設における BCP お	女子栄養大学栄養学部准	57	62
9月11日	WED  刑作	よび災害時の備えについて」	教授	97	62
		講演「糖尿病の栄養管理及び栄	古郑士学医学却什属库院		
10月5日	WEB 開催	養指導について~献立作成や栄	京都大学医学部付属病院	24	27
		養指導のコツ~」			
		講話「給食施設における大規模			
		災害時マニュアル見直しのポイ			
2024 年	町田市保健所	ント〜他施設との連携とアクシ			
·	中町庁舎	ョンカードの作成を見据えて	町田市保健所栄養指導員	36	38
1月18日	講堂	~]			
		グループワーク「自施設におけ			
		る課題の共有と情報交換」			

#### イ 給食研究会の育成・支援

給食の運営と技術の向上及び会員相互の親睦を図ることを目的に、市内の病院、高齢者施設等の給食施設からなる「町田集団給食研究会」が組織されている。講演会の開催や優良従業員の表彰等の事業を行い、本研究会の活動・運営を支援に努めている。

#### ウ 「東京都優良調理師に対する知事賞」及び「特定給食施設等栄養改善知事賞」推薦

市民の保健衛生に貢献した優良な調理師及び特定給食施設を都へ推薦し、公衆衛生の増進を図っている。2023年度は推薦基準を満たす施設がなかったため、推薦は行わなかった。

#### (5) 食品関連事業者支援

生活習慣病予防の観点から、加工食品等への栄養成分表示が求められている。食品関連事業 者等に対して食品の栄養成分表示の相談を行っている。

#### 食品の栄養成分表示の相談

食品関連事業者に対し、食品に栄養成分表示をする場合の表示方法及び虚偽誇大広告の禁止に係る相談を行っている。

# 食品関連事業者支援状況 (表 11-5)

			業者指導件数
年度		区 分	食品の栄養成分表示・虚偽誇大広告 の禁止
_	個別指導延べ加	施設数	46
2021		(再掲)巡回指導	-
2021	集団指導	実施回数	_
		延べ施設数	_
	個別指導延べ加	<b>色</b> 設数	35
2022		(再掲)巡回指導	1
2022	集団指導	実施回数	_
		延べ施設数	_
	個別指導延べ加	<b>色設数</b>	33
2023		(再掲)巡回指導	_
2023	集団指導	実施回数	_
		延べ施設数	_

# 12 健康福祉会館事業

健康福祉会館は各種健診・健康教育・健康相談等の保健サービスの充実強化と、高齢者の生きがい教育と社会参加の推進、健やかに老いるための健康づくり等、健康で福祉につながる施策の推進や市民の自主的な健康づくりの拠点となることを目的とした健康、福祉の総合施設である。

#### (1) 講習室の貸出し

健康福祉会館4階の講習室は、市民の自主的な健康づくりの拠点として幅広く利用されている。

#### 講習室の概要 (表 12-1)

面積	281. 3 m <sup>2</sup>	281. 3 m² (14. 5m×19. 4m)				
定員	250 人	250 人				
	午前	9:00~12:00				
使用時間	午後	$13:00\sim17:00$				
	夜間	$17:30\sim 22:00$				
午前 2,390円						
使用料金	午後	3, 150 円				
使用科金	夜間	3, 150 円				
	全日	8,690 円				
関連する	町田市健康	<b>展福祉会館条例</b>				
法律・例規	町田市健康	<b>展福祉会館条例施行規則</b>				
	原則として使用する日の2か月前から当日まで受け付けている。					
申込方法	窓口申し込みのほか、利用者登録をしている団体は、施設案内予約システムにより					
その他	インターネット等で申し込みできる。					
	公的機関が	が使用する場合の使用料金は、内容により免除。				

講習室利用状況 (表 12-2)

			利用	件数			利用	者数	
月	開館日数	有料	使用料免除	保健所使用	合計	有料	使用料免除	保健所使用	合計
4月	30	52	6	1	59	1, 406	548	21	1, 975
5月	31	53	7	3	63	1,872	258	60	2, 190
6 月	30	44	11	1	56	1,011	581	20	1, 612
7月	31	53	15	3	71	1, 178	1,014	81	2, 273
8月	31	46	16	1	63	1, 222	819	1	2, 042
9月	30	51	21	3	75	1, 201	1, 193	93	2, 487
10 月	31	52	17	4	73	1, 183	1,035	121	2, 339
11月	30	51	15	5	71	1, 257	975	178	2, 410
12 月	27	46	8	1	55	1, 239	465	21	1, 725
1月	28	50	14	3	67	1, 483	790	118	2, 391
2 月	29	48	11	2	61	1, 177	623	91	1, 891
3 月	31	53	15	3	71	1, 203	957	85	2, 245
合計	359	599	156	30	785	15, 432	9, 258	890	25, 580
月平均	30	50	13	3	65	1, 286	772	74	2, 132

# 年度別利用状況 (表 12-3)

年度	月月 <i>春</i> ☆ 口 米左	講習	室
干及	開館日数	件数	利用者数
2021	320	721	21, 266
2022	358	803	25, 699
2023	359	785	25, 580

# 13 成人保健指導事業

成人を対象として、生活習慣病の予防及び健康づくりを目的に、各種講習会、教室、講座、相談を実施している。

#### (1) 栄養相談

疾病予防や健康増進を図ることを目的に、管理栄養士による個別相談を行っている。

## 相談の概要 (表 13-1)

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
相談の内容	管理栄養士による個別相談 (要事前申込)
	12 回
実施会場	健康福祉会館・町田市保健所中町庁舎・オンライン
周知方法	保健予防課チラシ及び町田市ホームページに掲載
<b>问</b> 却 <i>万</i>	町田市成人健康診査実施医療機関から本人へ事業を紹介

<sup>※</sup>保健師による相談は、希望があれば相談可。

#### 実施状況 (表 13-2)

年度	実施回数	相談者数
2021	14	66
2022	16	100
2023	12	54

#### (2) 健康教育

成人の健康づくり、生活習慣病予防を目的に、健康福祉会館や地区での集団健康教育(地区健康の集い等)を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により中止している。

## 地区健康の集い等の概要 (表 13-3)

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
	保健師等による講話等
	地区組織や健康づくり推進員等の要望からテーマを決めて実施
内容	テーマ:歯周疾患、骨粗しょう症、病態別(肥満・高血圧・心臓病等)、その他健康に
	関すること
	他機関の要望にも対応
実施会場	各地区センター・集会所等

## 地区健康の集い等の実施状況 (表 13-4)

	区分		回数	参加者数	地区組織による活動回数
地		歯周疾患	0	0	0
区	健康増進等	骨粗しょう症	0	0	0
区 健 康	使承堉世守	病態別	0	0	0
の集		一般	0	0	0
米い	がん	がん (乳・子宮がん)	0	0	0
	計		0	0	0

## (3) 脂質異常症予防講習会

脂質異常症の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素(栄養・運動・休養)を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

## 概要 (表 13-5)

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
	年2回実施
内容	申込制
	脂質異常症予防をテーマに実施
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

## 実施内容 (表 13-6)

内容	対象	実施回数	参加者数
保健師·管理栄養士講話 血管年齢測定	74 歳以下の市民	2	58

# 実施状況 (表 13-7)

年度	実施回数	参加者数
2021	2	57
2022	1	30
2023	2	58

#### (4)糖尿病予防講習会

糖尿病の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素(栄養・運動・休養)を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

#### 概要 (表 13-8)

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
	年1回実施
内容	申込制
门谷	糖尿病専門医による糖尿病予防に関する講話
	健康運動指導士による講話及び実技
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

## 実施内容 (表 13-9)

内容	対象	実施回数	参加者数
医師講話 健康運動指導士講話·運動実技	市民	1	41

## 実施状況 (表 13-10)

年度	実施回数	参加者数
2021	0	0
2022	2	43
2023	1	41

#### (5) 高血圧予防講習会

管理栄養士による講話や試食を通じて、高血圧に関する基本的な知識を身につけ、食事を見 直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

# 概要 (表 13-11)

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年1回実施 申込制 食材料費として参加費 300 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

## 実施内容 (表 13-12)

内容	対象	回数	参加者数
管理栄養士講話・試食	市民	1	15

## 実施状況 (表 13-13)

年度	実施回数	参加者数
2021	2	21
2022	1	16
2023	1	15

#### (6) 腎臟病予防講習会

管理栄養士による講話や試食を通じて、腎臓病に関する基本的な知識を身につけ、生活習慣 を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

## 概要 (表 13-14)

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 食材費として参加費 300 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

## 実施内容 (表 13-15)

内容		回数	参加者数
管理栄養士講話・試食	市民	2	31

## 実施状況 (表 13-16)

年度	実施回数	参加者数
2021	1	16
2022	1	16
2023	2	31

## (7) 骨粗しょう症予防講習会

医師や薬剤師、管理栄養士等の多職種による講話を通じて、骨粗しょう症に関する基本的な 知識を身につけ、生活習慣を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

## 概要 (表 13-17)

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
	年1回実施
内容	申込制
	骨粗しょう症予防をテーマに実施
実施会場	健康福祉会館及びオンライン
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

## 実施内容 (表 13-18)

内容		回数	参加者数
医師、薬剤師、管理栄養士、 理学療法士講話	市民、市内給食施設職員等	1	43

## 実施状況 (表 13-19)

年度	実施回数	参加者数
2021	1	23
2022	1	18
2023	1	43

#### (8) 健康づくり講習会

早期からの生活習慣病予防を目的とし、個々のライフステージに応じた生活習慣や行動を定着させるための健康教育を実施している。

#### 概要 (表 13-20)

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施
	市民が集まる場へ出張し、健康教育を実施
実施会場	町田市立総合体育館・ルミノーゾ町田
周知方法	依頼による

## 実施内容 (表 13-21)

内容	対象	回数	参加者数
健康づくりや食育に関するクイズ、 展示	総合体育館利用者	1	64
生活習慣病予防の食事に関する講話 及び演習	ルミノーゾ町田利用者	1	8

## 実施状況 (表 13-22)

۰	年度	実施回数	参加者数
•	2021	2	58
	2022	1	98
	2023	2	72

## (9) 測定会

生活習慣の改善及び健康増進を図るためのきっかけづくりとなるよう、管理栄養士の講話と 測定を実施している。

# 概要 (表 13-23)

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
	年 3 回実施
内容	申込制
	健康状態を振り返るきっかけ作りのための簡単な測定を実施
実施会場	堺市民センター、南市民センター、木曽森野コミュニティセンター
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

# 実施内容 (表 13-24)

内容	対象	回数	参加者数
血管年齢測定			
ベジチェック			
咀しゃく力チェック	市民	3	50
運動教室			
管理栄養士講話			

## 実施状況 (表 13-25)

年度	実施回数	参加者数
2021	1	15
2022	2	67
2023	3	50

# 14 障がい者等歯科保健推進対策事業

障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、障がい者等に歯科相談、 保健指導を行っている。

歯科相談・保健指導等実施状況 (表 14-1)

年度	<b>生长口米</b>	訪問施設数	実施人数	
平及 	実施回数		集団指導	個別指導
2021	11	8	5	82
2022	7	6	8	62
2023	8	7	2	71

# 15 歯科口腔健康診査

歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療を目的として、歯科口腔健康診査(問診、口腔内診査、 予防指導)を実施している。

## (1) 事業の概要 (表 15-1)

対象者	実施日現在で 18~70 歳の方
関連する 法律・例規	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申し込み 受診回数は年度内1回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、予防指導
一部負担金	500円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、後期高齢者医療被保険者証・ 高齢受給者証・中国残留邦人等の支援給付受給証明書、妊婦無料クーポン券を持ってい る方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

## (2) 年度別受診状況 (表 15-2)

年度	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
2021	1,083	129	305	649
2022	1, 327	163	373	791
2023	1, 394	190	378	824

# (3)年齢別受診状況(表15-3)

年齢	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
~19	17	8	3	6
20~24	80	17	20	43
25~29	174	35	50	89
30~34	223	33	59	131
35~39	175	20	44	111
40~44	110	16	26	68
45~49	84	13	20	51
50~54	117	12	35	70
55~59	105	16	33	56
60~64	123	10	37	76
65~69	158	10	42	106
70	26	0	9	17
合計	1, 392	190	378	824

# 16 高齢者歯科口腔機能健診

高齢者歯科口腔機能健診を実施することにより、高齢者の口腔機能維持・向上及び全身の健康 維持を図ることを目的とする。

問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、歯の清掃状況検査、嚥下機能評価・咀嚼機能評価と、症状に合わせた歯科保健指導(健口体操等)を行っている。

## (1) 事業の概要 (表 16-1)

対象者	実施日現在で 71 歳以上の方
関連する 法律・条例	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申込み 受診回数は年度内1回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、嚥下機能評価、咀嚼能力評価と、症状に合わせた歯科保健指導(健口体操等)
一部負担金	600円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援 給付受給証明書を持参の方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

#### (2) 年齢別受診人数 (表 16-2)

年度	71 歳から 74 歳	75 歳から 79 歳	80 歳から84 歳	85 歳から89 歳	90 歳以上	計
2021	125	152	136	81	17	511
2022	124	142	144	98	17	525
2023	103	119	133	70	30	455

#### (3) 判定区分別受診人数 (表 16-3)

年度	年齢別	異常なし	低リスク	中リスク	高リスク	受診者数
	71 歳から 74 歳	84	5	25	11	125
2021	75 歳から84 歳	150	14	77	47	288
	85 歳以上	44	3	27	24	98
	71 歳から 74 歳	83	9	27	5	124
2022	75 歳から 84 歳	167	10	71	38	286
	85 歳以上	53	3	32	27	115
	71 歳から 74 歳	72	7	15	9	103
2023	75 歳から 84 歳	138	14	66	34	252
	85 歳以上	45	2	27	26	100

# 17 高齢者予防接種事業

予防接種法に基づき、インフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種を実施している。また、インフルエンザ予防接種について、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会、稲城市医師会と契約し、南多摩五市相互乗入れを実施している。

#### (1)接種の概要(表 17-1)

#### ○インフルエンザ:

- ・接種日現在、65歳以上の方
- ・接種日現在、60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方

#### 対象者

#### ○肺炎球菌:

- ・年度末年齢 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳の方(未接種者に限る)
- ・年度末年齢 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身辺の 日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希 望する方(未接種者に限る)

	主がのが不敗性もに限るが					
	インフルエンザ	肺炎球菌				
関連する 法律・例規	予防接種法第2条、第5条	予防接種法第2条、第5条				
実施期間	2023年10月10日~2024年1月31日	2023年4月1日~2024年3月31日				
接種回数	年度内に1回	一人につき1回				
一部負担金	2,500円	各医療機関の料金から 6,500 円を引い た額				
実施会場	町田市医師会、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会及び稲城市医師会加入の実施医療機関で接種	市内の指定医療機関で実施				
周知方法	「広報まちだ」(インフルエンザのみ)、 各市民センター(インフルエンザのみ)、 肺炎球菌は上記に加え、年度末年齢が 65 点 95 歳、100 歳の方に個別通知	実施医療機関等にポスター掲示				

#### (2) 年度別接種状況 (表 17-2)

年度	実施	件数
午及	インフルエンザ	肺炎球菌
2021	51, 192	2,846
2022	62, 218	3, 083
2023	53, 166	3, 676

<sup>※</sup>インフルエンザは、南多摩五市相互乗入れ分及び市内施設との契約分を含む

## (3) 予防接種助成

指定介護老人福祉施設等に入所されている方に、接種料の一部または全部を助成している。

#### (4) 助成実施の概要 (表 17-3)

対象者	指定介護老人福祉施設等に入所し、市の委託外医療機関等でインフルエンザま					
刈	たは肺炎球菌予防接種を受けた方					
	インフルエンザ	肺炎球菌				
助成限度額	2,500円	6, 500 円				
関連する	町田市施設入所高齢者	町田市施設入所高齢者				
法律・例規	予防接種助成金交付要綱	予防接種助成金交付要綱				
交付方法	口座振込による					
周知方法	「広報まちだ」(インフルエンザのみ)	) 、町田市ホームページに掲載				

#### インフルエンザ年度別助成状況(表 17-4)

左座	助成件数			
年度	一般	生保等	合計	
2021	62	0	62	
2022	60	0	60	
2023	59	0	59	

#### 肺炎球菌年度別助成状況(表 17-5)

年度	助成件数
2021	5
2022	11
2023	14

# 18 予防接種事業

## (1) 定期予防接種

予防接種法に基づき、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施している。ここでは主に子どもを対象とした定期予防接種について記載する。高齢者の定期予防については、「17 高齢者予防接種」を参照。

#### 接種の概要 (表 18-1)

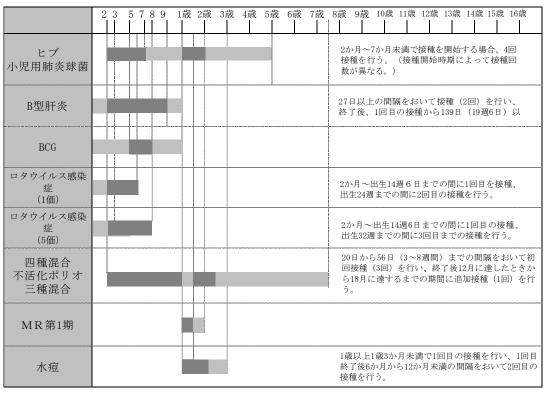
対象者	定期予防接種対象者
関連する 法律・例規	予防接種法第2条、第5条
実施種目	ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、 四種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ)、不活化ポリオ、 三種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風)、BCG(結核)、 MR(麻しん風しん混合)、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、 二種混合(ジフテリア・破傷風)、HPV、風しん第5期 ロタリックス(1 価)、ロタテック(5 価)
実施状況	個別予防接種 市内の指定医療機関で実施
周知方法	最初の接種機会時に、郵送による個別通知 町田市ホームページに掲載

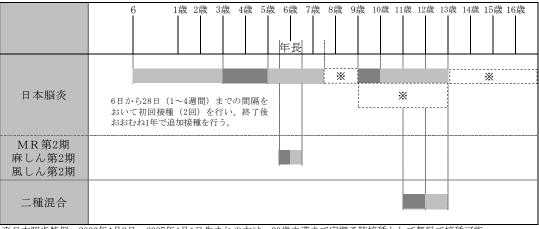
接種種目と対象年齢(表 18-2)

種目		回数	対象年齢	
ヒブ	ヒブ		生後2か月以上5歳未満	
小児用肺炎球菌		4回※	工俊 2 17 7 以上 3 成不個	
四種混合 不活化ポリオ 三種混合	第1期	4 回	生後2か月以上7歳6か月未満	
B型肝炎		3 回	1 歳未満	
BCG		1回	1 歳未満	
MR	第1期	1回	1歳以上2歳未満	
麻しん 風しん	第2期	1 回	小学校就学前の1年間(4月1日〜翌年3月31日) いわゆる幼稚園児等の年長児	
風しん	第5期	1回	1962年4月2日~1979年4月1日生まれの男性	
水痘		2 回	1歳以上3歳未満	
	第1期	3 回	生後6か月以上7歳6か月未満	
	第2期	1回	9 歳以上 13 歳未満	
日本脳炎	特例	1回~4回	2005年の積極的な勧奨差し控えにより機会を逃した 2003年4月2日~2007年4月1日生まれの方は、 20歳未満まで定期接種として無料で受けることが可能	
二種混合	第2期	1回	11 歳以上 13 歳未満	
ΗPV		3 回	①小学校6年生から高校1年生相当までの女性 ②積極的勧奨差し控えの期間に接種できなかった平成9年度(1997年度)~平成18年度(2006年度) 生まれの女性(キャッチアップ接種)	
ロタリックス (1 価) 2 回		2 回	生後 6 週以上 24 週未満	
ロタテック (5 価) 3 回		3 回	生後 6 週以上 32 週未満	

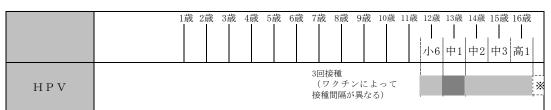
<sup>※</sup>接種を開始した年齢に応じて異なる

#### 定期予防接種 対象年齢早見表 (表 18-3)





※日本脳炎特例:2002年4月2日~2007年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期予防接種として無料で接種可能。



※積極的勧奨差し控えの期間に接種できなかった平成9年度(1997年度)~平成18年度(2006年度)生まれの女性に対して、令和4年度(2022年度)~令和6年度(2024年度)の3年間に限り、キャッチアップ接種が可能。



標準的な接種期間

定期の範囲

政令の範囲内にある特例実施年齢

接種者数の年次推移(表 18-4)

予防接種の種類			2021	2022	2023
	<del>7</del> 11	1回目	0	0	
三	初回	2 回目	0	0	
植泥		3 回目	0	0	
三 種 混 合	追加		0	0	
	小計		0	0	
二種混合	第2期		2, 942	2, 639	2
		1回目	2, 153	2, 152	2
рд	初回	2回目	2, 189	2, 222	2
四 種 混 合	Ш	3 回目	2, 199	2, 224	2
混 会	追加		2, 502	2, 347	2
п	小計		9, 043	8, 945	9.
		51期	2, 347	2, 361	2.
M		52期	3, 186	2, 974	2
R		5 2 791			
<b>.</b>	小計		5, 533	5, 335	5
麻しん			1	0	
虱しん			0	0	
虱しん第5期	1		406	685	
	第 1 期	1回目	2, 515	2, 677	2
	1	2回目	2, 590	2, 557	2,
日本脳炎		追加	1, 525	3, 627	2
	第2期		1, 084	3, 833	3
	小計		7, 714	12, 694	11
	第	1回目	33	9	
	第 1	2回目	38	13	
日本脳炎(特例)	期	追加	72	47	
	第2期		81	82	
	小計		224	151	
		1回目	0	0	
	初回	2回目	0	0	
不活化	凹	3回目	0	0	
ポリオ	追加		3	1	
D.C.C.	小計		3	1 2 202	
BCG	<b>₩</b> □ 1 □ F	=	2, 183	2, 203	2
	初回1回目		2, 165	2, 120	2
	初回2回目		2, 166	2, 171	2
ヒブ	初回3回目 追加		2, 172	2, 201	2
			2, 378	2, 355	2
	小計		8, 881	8, 847	8.
	初回1回目		2, 166	2, 120	2
小児用	初回2回1		2, 168	2, 175	2
かた用 肺炎球菌	初回3回	3	2, 173	2, 202	2
帅火冰困	追加		2, 376	2, 352	2
	小計		8, 883	8, 849	8
	1回目		2, 163	2, 113	2
	2回目		2, 165	2, 167	2
B型肝炎	3回目		2, 211	2, 205	2
	小計		6, 539	6, 485	6
	1回目		2, 350	2, 560	2
-l. v==	2回目		2, 408	2, 090	2
水痘		1			
	小計		4, 758	4, 650	4
	1回目		887	894	1
ΗPV	2回目		797	873	
111 V	3回目		643	633	
	小計		2, 327	2, 400	3,
<del></del>	1回目		=	837	1
HPV	2回目		-	606	1,
(キャッチアップ)	3回目		-	282	1
	小計		-	1,725	4
	1回目				
ロタリックス			1, 546	1,517	1,
(1価)	2回目		1, 523	1, 549	1
<u> </u>	小計		3, 069	3,066	2
<del></del>	1回目		582	562	
ロタテック	2回目		593	569	
(5価)	3回目		600	573	
/ - IIM/				1, 704	2,
	小計		1,775		

※相互乗入れ分及び市外接種分(助成金対応)を除く

## (2) 予防接種助成

里帰りなどの事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた方に助成を実施している。

## 助成実施の概要 (表 18-5)

対象者	特別な事情等により、市外の医療機関で予防接種を受けた方
関連する 法律・例規	町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	個別通知を郵送、町田市ホームページに掲載

# 助成実施状況(表 18-6)

左中	件数		
年度	2021	2022	2023
ヒブ	171	133	148
小児用肺炎球菌	172	133	147
B型肝炎	140	116	121
四種混合	123	93	140
三種混合	-	_	_
不活化ポリオ	_	_	_
BCG	25	16	12
MR	17	13	12
麻しん	_	_	_
風しん	_	_	_
水痘	25	17	12
日本脳炎	26	27	19
二種混合	2	3	3
HPV	9	3	46
ロタリックス	83	66	86
ロタテック	33	43	23
合計	826	663	769

#### (3) 相互乗入れ

2015年度から八王子市、日野市、多摩市、稲城市と協定を締結し、南多摩五市相互乗入れを実施している。また、2018年度から相模原市と町田市の二市間において相互乗入れを開始した。

乗入状況(町田市民の他市での接種件数)(表 18-7-1)

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	233	ı	43	1	104
小児用肺炎球菌	234	1	43	1	103
B型肝炎	176	ı	34	-	76
四種混合	244	2	45	1	109
三種混合	_	ı	_	_	_
不活化ポリオ	_	ı	_	_	-
BCG	60	ı	12	_	29
MR	131	2	16	_	33
麻しん	_	ı	_	_	-
風しん	_	_	_	_	_
水痘	102	ı	12	1	39
日本脳炎	283	4	58	3	64
二種混合	73	-	11	1	8
HPV	131	5	40	2	29
ロタリックス	99		20	-	34
ロタテック	26	ı	4	-	23
合計	1792	13	338	10	651

乗入状況(他市民の町田市での接種件数)(表 18-7-2)

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	28	6	9	21	256
小児用肺炎球菌	27	7	9	21	256
B型肝炎	22	6	6	15	180
四種混合	31	5	10	25	293
三種混合	_	ı	_	-	-
不活化ポリオ	_	ı	_	_	-
BCG	7	1	2	2	53
MR	14	3	3	10	107
麻しん	_	_	_	_	
風しん	_	-	_	_	-
水痘	11	3	3	13	129
日本脳炎	53	_	8	16	205
二種混合	9	-	1	3	40
HPV	6	2	_	2	42
ロタリックス	16	ı	4	3	70
ロタテック	3	3	_	10	90
合計	227	36	55	141	1721

#### (4) 大人の風しん任意予防接種

風しんの流行及びそれに伴う胎児の先天性風しん症候群感染の防止対策として、風しんの任 意予防接種への費用助成を実施している。

# 接種の概要 (表 18-8)

対象者	19 歳以上の町田市民で、1. 妊娠を予定または希望する女性 2.1. の配偶者等同居者 3. 妊婦の配偶者等同居者で、いずれかの条件を満たす方 ※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を除く
条件	①抗体検査事業の検査結果において低抗体者と判断された場合 ②妊婦健診で低抗体価であった女性が出産後に接種を受ける場合 ③自身で抗体検査を受けたケース等で低抗体価と確認できる場合 ※低抗体価:HI 抗体価:16 倍以下、EIA 価:8.0 未満
実施期間	2023年4月1日~2024年3月31日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載
自己負担	なし (無料)

# 年度別接種状況 (表 18-9)

年度	実施件数	
一	風しん	MR
2021	8	407
2022	9	448
2023	25	482

#### (5) MRフォロー予防接種

MR予防接種を定期の接種回数分受けていない方を対象に、任意予防接種としてフォロー接種を実施している。

#### 接種の概要 (表 18-10)

対象者	①MRワクチン第1期を受けたことがなく、第2期を迎える前の方 ②第2期の接種期間を経過した19歳未満の方で、MRワクチンの接種 回数が2回未満の方
接種回数	対象者①:1回のみ 対象者②:MR接種を1回受けたことがある場合、1回のみ MR接種を受けたことが無い場合、2回まで
実施期間	2023年4月1日~2024年3月31日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載

#### 年度別接種状況(表 18-11)

左庇	実施件数	
年度	第1期	第2期
2021	27	68
2022	25	55
2023	41	89

#### (6) 町田市予防接種再接種助成金

病気の治療のため骨髄移植その他の治療を受けたことにより予防接種の免疫が消失し、接種 済みの定期予防接種の効果が期待できず、再接種により免疫を得られる効果が期待できると医 師に判断された方を対象に、助成を実施している。

#### 助成実施の概要 (表 18-12)

対象者	造血幹細胞移植等を受けたことにより、既に接種した予防接種 の予防効果が期待できなくなり、かつ、当該予防接種を再度接 種すること(再接種)により予防効果が期待できると医師に判 断されている方及びその保護者
関連する 法律・例規	町田市予防接種再接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	町田市ホームページに掲載

## 助成実施状況 (表 18-13)

fr the		件数		
年度	2021	2022	2023	
ヒブ	_	_	3	
小児用肺炎球菌	_	_	_	
B型肝炎	_	_	_	
四種混合	_	3	3	
三種混合	2	_	_	
不活化ポリオ	2	_	_	
BCG	_	_	_	
MR	2	1	3	
麻しん	_	_	_	
風しん	_	_	_	
水痘	1	1	2	
日本脳炎	_	2	_	
二種混合	_	_	_	
HPV	_	_	_	
ロタリックス	_	_	_	
ロタテック	_	_	_	
合計	7	7	11	

#### (7) HPVワクチン予防接種費用の助成

積極的勧奨差し控えたことにより接種機会を逃し自費で接種した方に対し、接種にかかった 費用の一部を助成している。2022 年 10 月から事業を開始した。

#### 助成実施の概要 (表 18-14)

対象者	以下をすべて満たす方 ・2022 年 4 月 1 日において、町田市に住民登録がある ・1997 年 4 月 2 日から 2005 年 4 月 1 日に生まれた女性 ・HPVワクチンに係る定期接種において、3 回の接種を完了していないこと ・2013 年 6 月 14 日から 2022 年 3 月 31 日までの間に、日本国内の医療機関で 2 価(サーバリックス)または 4 価(ガーダシル)の接種を自費で受けたこと
助成額	予防接種にかかった費用(上限 18,300 円/回) 予診料(上限 2,700 円)
関連する 法律・例規	町田市ヒトパピローマウイルス感染症予防接種助成金交付要綱 町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	事業開始時に、郵送による個別通知 町田市ホームページに掲載

## HPVワクチン予防接種費用助成決定件数 (表 18-15)

年度	助成決定数
2022	123
2023	15

## (8) 帯状疱疹ワクチン予防接種費用の助成

帯状疱疹ワクチン予防接種に係る個人負担の軽減を図るため、2023 年 7 月から接種費用の一部を助成している。

# 助成実施の概要 (表 18-16)

対象者	接種日時点において、50歳以上の町田市民
助成回数	一度の接種につき、 弱毒性水痘ワクチン(生ワクチン)は1回 または、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン(不活化ワクチン)は接種完了までの 計2回
助成額	弱毒性水痘ワクチン (生ワクチン) 5,000円/回 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン (不活化ワクチン) 10,000円/回
自己負担額	各医療機関の設定料金から上記助成額を引いた額
実施期間	2023年7月1日~2024年3月31日
周知方法	広報まちだ、町田市ホームページに掲載

## 助成実施状況 (表 18-17)

ワクチンの種類	2023	
弱毒性水痘ワクチン(生ワクチン)	1,771	
	1回目	7, 199
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)	2回目	6, 287
	小計	13, 486
合計		15, 257

#### (9) 臨時予防接種

予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施している。

## 接種の概要 (表 18-18)

対象者	接種日に住民基本台帳に登録されている生後6か月以上の方
関連する 法律・例規	予防接種法第6条第3項
実施状況	個別接種(病院・診療所・往診での接種) 集団接種(公共施設での接種) 施設接種(高齢者施設等での接種)
自己負担	なし (無料)
周知方法	広報紙の配布(2回配布) SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用した情報配信(随時) 広報まちだへの掲載(随時) 町田市ホームページへの掲載(随時)

## 2023 年度の接種状況 (表 18-19)

<del>厂</del> 版	1回目	2 回目	3回目	4 回目	5回目	6回目	7回目
年齢	接種者数	接種者数	接種者数	接種者数	接種者数	接種者数	接種者数
65 歳以上	45	48	144	671	6, 213	71, 447	55, 221
60 歳から 64 歳	2	3	27	141	2, 724	6, 267	975
50 歳から 59 歳	13	15	75	408	12, 609	3, 946	2, 196
40 歳から 49 歳	9	10	81	321	5, 791	1,892	956
30 歳から 39 歳	11	18	69	278	2, 593	839	415
20 歳から 29 歳	21	21	102	248	1,675	461	193
12 歳から 19 歳	25	22	87	360	1, 541	19	1
5歳から11歳	37	35	177	717	88	_	-
生後6か月から4歳	108	107	122	74	_	_	_
合計	271	279	884	3, 218	33, 234	84, 871	59, 957

<sup>※</sup>健康管理システムのデータ (2024年5月15日0時時点) に基づき作成。

市の集団接種や病院・診療所での個別接種のほか、都道府県が設置する大規模接種会場等での接種 を受けた方を含みます。

# 19 母子健康診查事業

母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児を対象として、疾病や障がいの早期発見・早期治療を目的に、健康診査・保健指導等を実施している。

#### (1) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流産・早産・死産の防止等を図るとともに、 妊婦の健康管理を目的として実施している。必要な方には保健指導等も行っている。

#### 健診の概要 (表 19-1)

NCHO 17 MAG	文 (武 10 1)		
対象者	妊婦		
関連する 法律・例規	母子保健法第 13 条 妊婦健康診査実施要領		
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に足 都外から転入された方には申し出がは 東京都内及び相模原市(2004年10月 4月から実施)近隣市の指定医療機関	あった時に交付   から実施)、横浜市・川崎市・大和市等(2009 年   で個別に受診	
	妊婦健診1回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、 血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV 抗体(2016 年度から実施)、梅毒血清反応検査、HBs 抗原検査、 C型肝炎(2017年度までは2~14回目)、風疹抗体 価検査	
健診内容	妊婦健診 2~14 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、 選択検査(1項目選択):クラミジア抗原、経膣超 音波、血糖、貧血、B群溶連菌、NST、HTLV-1	
	妊婦超音波検査	超音波検査(1回分。2023年10月以降の妊娠届出者は4回分。)	
	妊婦子宮頸がん検診	子宮頸がん検診	
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等		

## 受診状況 (表 19-2)

区分	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
妊婦健康診查1回目	2, 028	1,832	196	9. 7
妊婦健康診査 2~14 回目	23, 079	21, 482	1, 597	6. 9
妊婦健康診査 (妊婦超音波検査)	2, 898	2, 838	60	2. 1
妊婦健康診査 (子宮頸がん検診)	1, 631	1,604	27	1. 7

#### 年度別受診状況(表 19-3)

#### ○妊婦健康診查1回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2021	2, 087	2, 017	70	3.4
2022	2, 137	1, 992	145	6.8
2023	2, 028	1, 832	196	9. 7

#### ○妊婦健康診査 2~14 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2021	23, 907	22, 643	1, 264	5. 3
2022	23, 219	21, 941	1, 278	5. 5
2023	23, 079	21, 482	1, 597	6. 9

#### ○妊婦健康診査(超音波)

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2021	1, 867	1, 819	48	2. 6
2022	1, 873	1, 827	46	2. 5
2023	2, 898	2, 838	60	2. 1

#### ○妊婦健康診査(子宮頸がん)

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2021	1, 698	1, 683	15	0.9
2022	1, 702	1, 682	20	1.2
2023	1, 631	1, 604	27	1. 7

#### (2) 里帰り出産等における妊婦健康診査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「妊婦健康診査受診票」を使用できない医療機関や助産所で、妊婦健康診査を受診された妊婦に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

#### 助成実施の概要(表 19-4)

	①妊婦健康診査受診票を使用できない日本国内の医療機関(助産所含む)	
対象者	で妊婦健康診査を受診し、その受診費用を全額自己負担で支払った方	
	②妊婦健康診査受診日に町田市の住民であった方	
関連する	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱	
法律・例規		
交付方法	口座振込みによる	
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

## 実施状況 (表 19-5)

年度	実施件数	助成額
2021	303	9, 110, 497
2022	308	8, 573, 237
2023	254	7, 439, 947

## (3)新生児聴覚検査

聴覚障がいが疑われる新生児等の早期発見及び早期療育を図ることを目的として実施している。

## 健診の概要 (表 19-6)

対象者	町田市民の方が、出産した新生児		
関連する	町田市新生児聴覚検査実施要領		
法律・例規			
	妊娠届受理時に受診票を交付		
	受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている		
	都外から転入された方には申し出があった時に交付		
四头七升	東京都内及び相模原市、大和市、横浜市、川崎市等近隣市の指定医療機関で個別に受		
受診方法	診 (原則出生した医療機関にて生後 50 日に達する日までに受診)		
	※2019 年度から東京都共通方式で実施		
	※2017年度~2018年度は、町田市独自で実施(市内及び近隣市の指定医療機関で生		
	後1か月未満に個別で受診)		
健診内容	初回検査 耳音響放射検査(OAE)または自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)		
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等		

## 年度別受診状況 (表 19-7)

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2021	1,678	1, 674	4	0.2
2022	1, 646	1, 636	10	0.6
2023	1, 661	1, 651	10	0.6

#### (4) 里帰り出産等における新生児聴覚検査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「新生児聴覚検査受診票」を使用できない医療機関で新生児 聴覚検査を受診された方に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

#### 助成実施の概要 (表 19-8)

	①町田市民の方が、出産した新生児				
	②原則生後 50 日に達する日までに、新生児聴覚検査受診票を使用できない日本国				
対象者	内の医療機関で新生児聴覚検査を受診し、その検査費用を全額自己負担で支払っ				
	た方				
	③新生児聴覚検査受診日に母親が町田市の住民であった方				
関連する	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱				
法律・例規	四   四   四   四   四   四   四   四   四   四				
交付方法	口座振込みによる				
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等				

#### 実施状況 (表 19-9)

年度	実施件数	助成額
2021	238	711, 700
2022	299	895, 100
2023	219	657, 100

#### (5) 乳幼児健康診査

乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を 行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施している。1歳6か月児健康診査、 3歳児健康診査は同時に歯科健診も行っている。

また、必要に応じて栄養相談、保育相談、心理相談、歯科保健指導、スポットビジョンスクリーナーによる視覚検査(3歳児健診のみ)を実施し、異常の見られる乳幼児に対しては 医療機関紹介、経過観察健診、発達健診などで継続指導を実施している。

#### 健診の概要 (表 19-10)

	母子保健法第 12・13 条。町田市乳幼児健康診査実施要領					
関連する	町田市乳児健康診査(6 か月児・9 か月児)実施要領					
法律·例規	町田市1歳6か月児健康診査実施要領					
	町田市3歳児健康診査実施要領					
周知方法	個別に通知 「まちだ子育てサイト」への掲載等					

# 健診の内容・対象 (表 19-11)

区分	対象・内容				
	対象は3~4か月の乳児 通知時期は3か月				
	健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年				
0. 43.日日伊古公木	55 回実施				
3~4か月児健康診査	内容は診察・身体計測・個別相談(栄養・保育・歯科)				
	小児科医師3人(鶴川保健センター、小山市民センター、忠生保健センターは				
	2 人) 出動				
	対象は6~7か月の乳児 通知時期は5か月				
6~7 か月児健康診査	東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診				
	内容は診察・身体計測・保健指導等				
	対象は9~10か月の乳児 通知時期は5か月				
9~10 か月児健康診査	東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診				
	内容は診察・身体計測・保健指導等				
	対象は満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児 通知時期は1歳5か月				
	医科は町田市内と相模原市内の指定医療機関で個別受診				
	歯科は健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センタ				
1歳6か月児健康診査	ーで年 49 回実施				
	歯科医師 2 人出動				
	歯科健診と同時に保育相談を実施				
	内容は診察(小児科・歯科)・身体測定・個別相談(栄養・保育・心理)				
	対象は満3歳を超え満4歳に達しない幼児 通知時期は3歳				
	健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで医				
	科・歯科の健診を年 60 回実施				
3 歳児健康診査	内容は診察(小児科・歯科)・身体測定・視力・聴覚・尿検査・個別相談(栄				
	養・保育・心理)				
	小児科医師3人、歯科医師2人(鶴川保健センター・小山市民センター・忠生				
	保健センターは小児科医師2人、歯科医師2人)出動				

# 3~4 か月児健康診査受診状況(人)(表 19-12)

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	異常なし	有所見者数
2021	63	2, 272	2, 219	97. 7	1,668	551
2022	57	2, 283	2, 244	98. 3	1, 623	621
2023	55	2, 330	2, 270	97. 4	1, 649	621

3~4 か月児健康診査結果(表 19−13)

区分	精密健診	受診(治療)勧奨	他機関管理中	経過観察	一時的指導	合計
有所見延人数	51	158	221	21	232	683
発育	1	9	13	11	32	66
皮膚	4	110	120	0	68	302
頭頸部	3	3	4	0	7	17
顔面口腔	1	0	4	0	6	11
眼	4	6	6	0	1	17
耳鼻咽喉	3	1	4	0	5	13
胸部・腹部	2	1	36	0	2	41
そけい外陰部	3	4	9	0	8	24
背部	2	1	1	0	1	5
四肢	25	1	6	0	0	32
発達・神経	2	18	14	10	17	61
その他	1	4	4	0	85	94

# 6~7 か月児健康診査結果 (表 19-14)

		判 定 内 訳								
年度	受診者数	問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他	
2021	2, 345	2, 157	99	89	0	763	4	34	2	
2022	2, 293	2, 096	92	101	4	756	2	35	3	
2023	2, 249	2, 051	89	108	1	703	6	42	1	

# 9~10 か月児健康診査結果 (表 19-15)

		判 定 内 訳								
年度	受診者数	問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他	
2021	2, 383	2, 211	92	80	0	752	9	32	1	
2022	2, 269	2, 127	77	60	5	673	6	24	0	
2023	2, 266	2, 112	77	72	5	692	5	32	1	

#### 1歳6か月児健康診査受診状況(表19-16)

年度 通知件数	受診者数	受診率	判定内訳			
千度	<b>迪</b> 和什叙	文彰有数	文彰争	異常なし	有所見者数	
2021	2, 651	2, 495	94. 1	2, 247	248	
2022	2, 568	2, 428	94. 5	2, 194	234	
2023	2, 548	2, 399	94. 2	2, 165	234	

<sup>※1</sup>歳6か月児歯科健康診査の概要・受診状況は、表19-30~表19-35参照

#### 3 歳児健康診査受診状況 (表 19-17)

左庇	年度 実施回数 通		受診者数	受診率	判定内訳			
平及	<b>夫</b> 肔凹剱	通知数	文彰有剱	文砂平	異常なし	有所見者数		
2021	66	2, 833	2, 703	95. 4	1, 986	717		
2022	59	2, 858	2, 685	93. 9	1,868	817		
2023	60	3, 118	2, 942	94. 4	1, 751	1, 191		

<sup>※3</sup>歳児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-30~表 19-35 参照

## 3 歳児健康診査結果 (表 19-18)

区分	精密健診	受診(治療)勧奨	他機関管理中	経過観察	一時的指導	合計
有所見延人数	277	430	276	5	584	1, 572
発育	6	8	15	0	47	76
皮膚	0	28	34	0	27	89
顔面・口腔・頭頸部	0	0	4	0	3	7
眼	241	14	30	0	10	295
耳鼻咽喉	8	6	21	0	34	69
胸部腹部	8	6	13	0	3	30
そけい外陰部	10	9	5	0	9	33
背部四肢	4	3	1	0	4	12
運動	0	0	3	0	0	3
精神	0	1	50	2	100	153
言語	0	2	91	2	145	240
日常習慣	0	3	3	0	145	151
その他	0	350	6	1	57	414
尿蛋白陽性 (再掲)	0	61	0	0	0	61

#### 3歳児健康診査(視力・聴力)結果(表 19-19)

豆八 :	<b>亚</b>	判定内訳				要精密率
区分	受診者数	異常なし	要再検査	要精密	その他	安相省平
視力	2, 942	2, 666	2	241	33	8. 2
聴力	2, 942	2, 882	33	8	19	0.3

#### 3歳児健康診査(心理相談)結果(表19-20)

区分	相談項目延数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭環境の問題	疾患障害の疑い	その他
要精密	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要継続	366	1	22	106	4	119	75	7	22	6	4	0
助言のみ	188	0	1	78	4	58	22	7	9	8	1	0
特になし	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
合計	556	1	23	184	8	178	98	14	31	14	5	0

#### (6) 乳幼児経過観察·発達健康診査

一般健康診査の受診結果で要経過観察と判断された子や、運動・精神発達に遅延等が疑われる子に対して定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めることを目的に、経過観察・発達健康診査を実施している。また、必要に応じて栄養・保育相談を実施し、有所見者に対しては医療機関、療育機関等の紹介をして継続指導を行っている。

#### 健診の概要 (表 19-21)

	母子保健法第 12・13 条
	町田市乳幼児健康診査実施要領
関連する	町田市乳幼児発達健康診査実施要領
法律・例規	町田市1歳6か月児健康診査実施要領
	町田市3歳児健康診査実施要領

#### 健診の内容・対象 (表 19-22)

区分	内容	対象
乳幼児経過観察 健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 6 回実施	各健診の結果、要経過観察と判断され た子 また、健診が必要と判断された子
乳幼児発達健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 6 回実施	各健診の結果、運動・精神発達遅延等 が疑われ、発達面での経過観察が必要 と判断された子 また、健診が必要と判断された子
経過観察健康診査 (心理個別)	予約制 健康福祉会館、各健診会場で実施 1歳6か月児健診で年49回 3歳児健診で60回の経過観察を実施 心理相談員出動	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査 の結果、心理面で要経過観察と判断さ れた子 また、心理面の健診が必要と判断され た子

#### 乳幼児経過観察健康診査受診状況 (表 19-23)

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数	
2021	6	24	24	100.0	4	
2022	6	36	32	88.9	7	
2023	10	37	30	81. 1	12	

#### 乳幼児発達健康診査受診状況 (表 19-24)

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2021	6	43	40	93. 0	12
2022	6	37	32	86. 5	8
2023	6	37	32	86. 5	7

## 1歳6か月児・3歳児経過観察健康診査(心理・個別)実施状況(表19-25)

年度	1歳6か月	経過観察	3 歳児経過観察			
十段	実施回数	来所者数	実施回数	参加者実数		
2021	31	342	30	259		
2022	35	279	36	307		
2023	49	304	60	305		

#### (7) 妊婦・乳幼児精密健康診査

各健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うべく、専門医療機関で精密検査を行い、各健康診査の強化を図ることを目的に実施している。

#### 健診の概要 (表 19-26)

	各健康診査で精密健康診査が必要と判断された方					
		妊婦精密健康診査	なし			
対象者	対象	乳幼児精密健康診査	満1歳未満			
	対象年齢	1歳6か月児精密健康診査	1歳6か月~満2歳未満			
		3 歳児精密健康診査	3歳~満4歳未満			
関連する	母子保健法第 12・13 条					
法律・例規	町田市	市精密健康診査実施要領				

#### 精密健康診査受診状況 (表 19-27)

	妊婦精密健康診査			乳児精密健康診査			1歳6か月児精密健康診査		
年度	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2021	0	0	0	58	55	37	1	1	0
2022	0	0	0	55	55	32	3	3	3
2023	0	0	0	52	59	35	1	1	1

	3 歳	児精密健康	東診査	合計			
年度	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	
2021	192	223	163	251	279	200	
2022	275	234	191	333	292	226	
2023	277	286	258	330	346	294	

- ○受診票発行数----年度内に発行した受診票の対象者数
- ○結果把握数----年度内に把握した結果の数で、年度をまたがっている場合がある
- ○有所見者数----結果把握数のうち、所見があった方の数

#### (8) 母子歯科健康診査

#### ア 妊婦歯科健康診査

妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図ることを目的に実施している。

#### 健診の概要 (表 19-28)

対象者	町田市在住の妊婦 (妊婦無料クーポンをお持ちの方)
関連する 法律・例規	母子保健法第 13 条 町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診方法	妊娠届受理時に配布する「母と子の保健バッグ」に妊婦無料クーポンを封入 歯科口腔健康診査実施歯科医院に直接申し込みをした上で受診
健診の内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、清掃等の状況検査、予防指導
周知方法	町田市ホームページに掲載 冊子「ぷれぴよ〜母子保健・医療・福祉のご案内〜」等

#### イ 幼児歯科健康診査

幼児へのむし歯予防の一環として、歯科健康診査とむし歯予防の処置を実施している。また、 保護者のむし歯予防への関心を高めるために、歯科保健指導や歯みがき指導等も実施している。

#### 健診・指導の概要 (表 19-29)

事業名一覧	1歳6か月児歯科健康診査 2歳児歯科健康診査 2歳6か月児歯科健康診査 3歳児歯科健康診査 むし歯予防教室 園児むし歯予防教室
対象者	おおむね8か月児から4歳未満児まで 園児むし歯予防教室は保育園・幼稚園児(0歳児~5歳児)
関連する 法律・例規	母子保健法第 13 条 町田市産婦健康診査実施要領
実施会場	1歳6か月児歯科健康診査と3歳児歯科健康診査は健康福祉会館、鶴川保健センター、忠生保健センター、小山市民センターで実施2歳児歯科健康診査は健康福祉会館と2016年度から忠生保健センター、2017年度から鶴川保健センターでも実施2歳6か月児歯科健康診査は休止中むし歯予防教室は乳幼児・母性相談に吸収園児むし歯予防教室は希望する保育園・幼稚園に歯科衛生士が訪問して実施
周知方法	個別に通知 冊子「ぷれぴよ~母子保健・医療・福祉のご案内~」等

#### 対象者と内容(表 19-30)

/ 対象名と自合	(3(15 00)	
事業名	対象者	内容
1歳6か月児 歯科健康診査	満1歳6か月を越え満2歳に 達しない幼児 全員	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年 49 回実施健診、歯科保健指導、2022 年度よりフッ素塗布を実施。歯科医師 2 人出動
2 歳児歯科 健康診査	満2歳を越え満3歳に達しない幼児 全員	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センター で年39回実施。健診、歯科保健指導、フッ素塗布を 実施。歯科医師2人出動
2歳6か月児 歯科健康診査	_	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センター で実施。健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施。歯 科医師 2 人出動。2021 年度以降は休止。
3 歳児歯科 健康診査	満3歳を超え満4歳に達しない幼児 全員	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年 60 回実施。健診、歯科保健指導を実施。歯科医師 2 人出動
むし歯予防 教室	満2か月を超え就学前までの 幼児	歯科衛生士がむし歯予防指導、歯みがき指導を実施。 2021 年度から、乳幼児・母性相談に吸収
園児むし歯 予防教室	保育園·幼稚園児(0歳児~5歳児)	希望する保育園・幼稚園に歯科衛生士が訪問し、年 76回実施。歯科保健指導、歯みがき指導、歯垢の染め出し等を実施。

#### 歯科健康診査受診状況 (表 19-31)

区分	実施回数	受診者数	むし歯の	つない子	むし歯のある子		
<i></i> /~	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	767 177	O1	O2	А	В	С
1歳6か月児歯科健康診査	49	2, 349	1,074	1, 260	13	0	2
2 歳児歯科健康診査	39	1, 792	826	944	18	3	1
2歳6か月児歯科健康診査	_	_	_	_	_	_	_
3 歳児歯科健康診査	60	2, 930	1,752	1,042	101	30	5
合計	148	7, 071	3,652	3, 246	132	33	8

#### ※記号の説明

O1:むし歯がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2:むし歯はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にむし歯ができる不安がある子

A:上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみにむし歯のある子

B: 臼歯部、及び上顎前歯部にむし歯のある子 C: 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある子

## 歯科保健指導等実施状況 (表 19-32)

다시	実施回数	受診者数	歯科	歯みがき	スケーリング	ポリッシング
区分	夫肔凹剱	参加者数	保健指導	指導	(歯石除去)	(色素沈着除去)
1歳6か月児歯科健康診査	49	2, 349	<b>※</b> 3, 338	12	0	1
2 歳児歯科健康診査	39	1, 792	<b>※</b> 2, 507	839	5	3
2歳6か月児歯科健康診査	_				_	_
3 歳児歯科健康診査	60	2, 930	<b>¾</b> 4, 200	0	1	0
乳幼児母性相談(歯科)	38	1, 190	200	127	_	_
園児むし歯予防教室	76	4, 193	4, 193	158	_	_
子育てひろば	4	18	18	_	_	_

<sup>※</sup>歯科医師、歯科衛生士による個別指導の延べ件数

#### フッ素塗布受診状況(表 19-33)

豆八	むし歯の	りある子	フッ素塗布			
区分	総数	総本数	回数	総数	総本数	
1歳6か月児	13	31	49	2, 023	29, 315	
2 歳児	22	49	39	1, 662	27, 882	
2歳6か月児	_	_	_	_	_	
3 歳児	136	406	_	_	_	
合計	171	486	88	3, 685	57, 197	

<sup>※</sup>フッ素塗布は1歳6か月児と2歳児と2歳6か月児に実施

#### 年度別受診状況 (表 19-34)

		1歳6か月児歯科健康診査									
年度回数	回数 受診者数 -		むし歯のない子		し歯のある	子	フッ素塗布				
	四奴	又砂有奴	O1	O2	A	В	С	受診者数			
2021	51	2, 345	845	1, 481	14	3	2	_			
2022	50	2, 365	1, 066	1, 285	12	2	0	2, 045			
2023	49	2, 349	1,074	1, 260	13	0	2	2, 023			

		2 歳児歯科健康診査									
年度	回数	□₩. □₩.		むし歯のない子		し歯のある	子	フッ素塗布			
	凹剱	女 受診者数	O1	O2	A	В	С	受診者数			
2021	39	1,758	762	972	20	3	1	1,661			
2022	39	1, 796	762	1,012	19	2	1	1, 687			
2023	39	1, 792	826	944	18	3	1	1, 662			

		2歳6か月児歯科健康診査(休止中)								
年度	回数	□₩. □₩.		むし歯のない子		むし歯のある子				
	凹剱	受診者数	O1	O2	A	В	С	受診者数		
2021	_	_	_	_	_	_	_	_		
2022	_		l	_	_	_	_	_		
2023	_	_	_	_	_	_	_	_		

	3 歳児歯科健康診査								
年度	□ *L	受診者数	むし歯の	のない子	む	むし歯のある子			
	回数	文彰有剱	O1	O2	A	В	С		
2021	66	2, 685	1, 587	942	113	35	8		
2022	59	2,682	1, 525	992	118	41	6		
2023	60	2, 930	1, 752	1, 042	101	30	5		

	園児むし歯予防教室				乳幼児母性相談			
年度	回数	参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導	回数	参加者数	歯科 保健 指導	歯みがき 指導
2021	69	2, 584	2, 584	0	36	897	156	84
2022	78	3, 755	3, 755	127	36	797	179	94
2023	76	4, 193	4, 193	158	38	1, 190	200	127

#### ※記号の説明

O1:むし歯がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2:むし歯はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にむし歯罹患の不安がある子

A:上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみにむし歯のある子

B:臼歯部、及び上顎前歯部にむし歯のある子

C:下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある子

## 20 母子保健指導事業

#### (1) 母親学級

#### ア 母親学級母性科(母親学級)

妊婦を対象に妊娠中の衛生・栄養・出産の正しい知識・産褥期の注意・新生児の保育等の指導を実施し、母子の健康の増進を図っている。

#### 学級の概要 (表 20-1)

対象者			
関連する 法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領		
実施会場	健康福祉会館		
学級の内容	Aコース (2 日間・6 回) 助産師、歯科衛生士、管理栄養士等による講話や実技 Bコース (1 日・12 回) 助産師・保健師による沐浴、新生児の保育体験 申し込み制		
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等		

#### 学級の日程 (表 20-2)

日和	日程 内容		参加者数		
•		オリエンテーション	助産師		
	日日	こころとからだの変化		妊婦	115
	目目	歯の衛生	歯科衛生士	夫	37
A		栄養と食生活	管理栄養士	合計	152
	_	分娩経過	助産師	妊婦	124
	日日	お産の時のリラックス法		夫	39
目	産後のライフスタイル		合計	163	
		オリエンテーション	保健師	妊婦	305
В		沐浴体験、新生児の保育体験	保健師	夫	290
			助産師	合計	595
	合計				910

#### 実施状況 (表 20-3)

年度	実施回数	日数	参加者数
2021	A コース①6 回②6 回実施 B コース年 11 回実施	23	597
2022	A コース①6 回②6 回実施 B コース年 12 回実施	24	667
2023	A コース①6 回②6 回実施 B コース年 12 回実施	24	910

<sup>※</sup>新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴い、2023 年度 6 月から AB コースともに 20 組から 30 組へ増枠

#### イ 多胎児の会

多胎児を育てている方、これから出産予定の方を対象に、情報交換や遊び等を通じて子育て を支援することを目的に、母親学級育児科の事業として実施している。

## 実施状況 (表 20-4)

対象者	妊娠 16 週~35 週までの町田市在住の妊婦
関連する 法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
事業の内容	管理栄養士による講話 調理実習 会食 12 回実施 申し込み制 食材料費として参加費 500 円を徴収
周知方法	「母と子の保健バッグ」へのチラシ封入 「まちだ子育てサイト」への掲載等

<sup>※</sup>事業見直しのため開催無し

#### (2)健康教育

#### ア 栄養健康教育

小児の食物アレルギーの有病率が増加しているなか、食物アレルギーの正しい知識の普及と 情報提供を図るとともに、保護者の不安を和らげることを目的とし、講演会を実施している。

#### 講座の内容(表 20-5)

対象者	食物アレルギー等の心配がある乳幼児の保護者			
関連する 法律・例規	アレルギー疾患対策基本法 母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領			
実施会場	オンラインによる実施(会場聴講者のみ市庁舎)			
講習の内容	小児科アレルギー専門医師による食物アレルギーに関する講演 年1回実施			
周知方法	「広報まちだ」、「まちだ子育てサイト」、LINE 配信、チラシ、SNS			

#### 講座の内容・実施状況(表 20-6)

日時	対象者	内容	講師	参加者数	
2024年2月16日	食物アレルギーやア	   専門医が教える!食物	独立行政法人	大人	34
	トピー性皮膚炎の心 配がある乳幼児の保 護者(それ以外の方	アレルギーとアトピー 性皮膚炎の最新情報と 正しい対処法	国立病院機構	給食施設職員	11
			相模原病院		
			小児科医及び	合計	45
	も可)	正しい対応伝	看護師		

#### イ 離乳食講習会

乳児の栄養・食生活についての正しい情報提供を保護者へ行い、乳児の健康増進を図るとと もに、乳児と保護者の交流を通して社会性を育てることを目的として実施している。また、子 育て支援の一環として、保護者の不安解消及び情報交換の場として位置づけている。

#### 講習の概要 (表 20-7)

対象者	4~6 か月児・8~10 か月児の保護者
関連する 法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター オンライン
講習の内容	管理栄養士・歯科衛生士・保育士による講話 試食等 初期(4~6か月児の保護者が対象) 後期(8~10か月児の保護者が対象) 年40回実施(初期24回・後期16回) 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

## 講習内容 (表 20-8)

区分	対象	内容	従事者
初期	4~6 か月児の保護者	離乳初期から中期について 試食	管理栄養士 保育士
後期	8~10 か月児の保護者	離乳後期から完了期について むし歯予防について 保育について 試食	管理栄養士 歯科衛生士 保育士

## 実施状況 (表 20-9)

豆八	区分 回数 申込者数		参加者数			個別
<b>凸</b> 刀			申込者	申込者以外	子ども	相談者
初期	24	466	379	11	261	1
後期	16	200	143	5	95	0
合計	40	666	522	16	356	1

## 年度別実施状況 (表 20-10)

左帝	□ <b>*</b> / <sub>4</sub>		参加者数	
年度	回数	申込者	申込者以外	子ども
2021	45	467	7	332
2022	40	459	5	313
2023	40	522	16	356

#### ウ 幼児食講習会

離乳食講習会と同様に、幼児の栄養・食生活を理解してもらうとともに、幼児の健康増進を 図り、幼児と保護者の交流を通して、地域性を育てることを目的に実施している。また、子育 て支援の一環として、保護者の不安解消の場として位置づけている。

#### 講習の概要(表 20-11)

対象者	1歳6か月~2歳0か月の子と保護者		
関連する	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領		
法律・例規	母于床健伝第 9 宋   町田川母税子級美施安順 		
実施会場	オンライン		
講習の内容	管理栄養士による講話		
再自97円分	年2回実施 申し込み制		
周知方法	「まちだ子育てサイト」に掲載		
	LINE 配信、ちらし、SNS 等		

#### 実施状況 (表 20-12)

□ <b>*</b> /-	参加者数 申込者数			
回数	甲	申込者	申込者以外	子ども
2	25	18	0	0

#### 年度別実施状況 (表 20-13)

左连	回数		参加者数		
年度	凹剱	申込者	申込者以外	子ども	
2021	1	19	0	0	※オンライン開催
2022	2	12	0	0	※オンライン開催
2023	2	18	0	0	※オンライン開催

#### (3)健康相談

母子の健康を維持することを目的に、乳幼児の身長・体重測定、保育相談、栄養相談と産後の母体の相談、歯やお口の相談等を健康福祉会館及び各市民センター等で、定期的に保健師、助産師、管理栄養士及び歯科衛生士が実施している。

#### ア 乳幼児相談

保育相談、栄養相談、歯科相談、乳幼児の身長・体重測定等を実施している。

#### 相談の概要 (表 20-14)

対象者	2 か月~就学前までの子と親
関連する 法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館、鶴川保健センター、子どもセンター「ばあん」、忠生保健センター、小山 市民センター
相談内容	保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談 乳幼児の身長・体重測定 相談内容:子育て、栄養、乳幼児の身体、お口のケア法等 母性相談と同時に、年38回実施 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

#### 会場別実施状況(表 20-15)

会場	実施回数	来所者数	平均 来所者数
健康福祉会館	12	516	43.0
鶴川保健センター	12	417	34.8
子どもセンター「ばあん」	6	132	22. 0
忠生保健センター	4	69	17. 3
小山市民センター	4	56	14. 0
	38	1, 190	31. 3

#### 年度別実施状況(表 20-16)

			会場別来所者数				
年度	実施回数	施回数 来所者数	健康福祉会館	鶴川保健	子どもセンター	忠生保健	小山市民
			( ) 使尿怕似云郎	センター	「ばあん」	センター	センター
2021	36	897	401	342	71	51	32
2022	36	797	266	349	89	60	33
2023	38	1, 190	516	417	132	69	56

※新型コロナウイルス感染症予防対策で2020年度から予約制となった。新型コロナウイルス5類移行に伴い、2023年8月から予約不要となった。

#### イ 母性相談

母親の健康を守るため、産後の母体の相談等を実施している。

#### 相談の概要 (表 20-17)

対象者	2 か月~就学前までの子の母親
関連する 法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館、鶴川保健センター、子どもセンター「ばあん」、忠生保健センター、 小山市民センター
相談内容	助産師による相談 相談内容:産後の母体の相談等 乳幼児相談と同時に、年38回実施 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

#### 会場別実施状況 (表 20-18)

会場	実施回数	相談者数	平均 相談者数
健康福祉会館	12	80	6. 7
鶴川保健センター	12	72	6.0
子どもセンター「ばあん」	6	22	3. 7
忠生保健センター	4	7	1.8
小山市民センター	4	10	2. 5
合 計	38	191	5.0

#### 年度別実施状況 (表 20-19)

			会場別相談者数				
年度	実施回数	相談者数	健康福祉会館	鶴川保健	子どもセンター	忠生保健	小山市民
			( ) 使尿怕似云郎	センター	「ばあん」	センター	センター
2021	36	173	53	82	18	11	9
2022	36	158	52	63	23	10	10
2023	38	201	80	72	22	7	20

※新型コロナウイルス感染症予防対策で2020年度から予約制となった。新型コロナウイルス5類移行に伴い、2023年8月から予約不要となった。

#### ウ 母性保健相談・母乳育児相談

妊産婦の健康や母乳・育児の相談を通じて、女性の一生を通した健康づくりを支援するために実施している。また、産後の母親の健康や健やかな子育ての知識の普及を目的に、家族計画 実地指導を実施している。

#### 相談の概要 (表 20-20)

対象者	女性の方 特に思春期・妊産婦・更年期の方
関連する 法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館
相談内容	助産師による相談 思春期・妊産婦・更年期等の保健相談、乳房管理の相談 乳房マッサージ、家族計画相談 (乳房マッサージ・来所相談は予約制) 電話相談も実施 毎週木曜日に実施(祝日・年末年始を除く)
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

#### 実施状況 (表 20-21)

年度	実施回数	相談者数
2021	49	394
2022	47	473
2023	49	428

#### (4) 乳幼児栄養食品支給

乳幼児の栄養改善指導の一環で、その家庭に対して、その栄養強化のために必要な食品(粉乳)を無償で支給している。

#### 支給の概要 (表 20-22)

	X.们以例安(32 20 22)					
	下記の①~③のいずれかに該当する方					
	①生活保護を受けている世帯の乳幼児					
+1. <i>E</i> 1.+4.	②当該年度の市民税が非課税、または全額減免された世帯の乳幼児					
対象者	③中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯の乳幼児					
	ただし、健康診査等の結果、医師により栄養強化を行うことが必要と認められた場合に					
	限る					
関連する	豆之用饼汁焙 1.4 冬 - 町中土到 4.1日兴美泰日土处西居					
法律・例規	日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本					
申請方法	申請の際には母子健康手帳、要件を証明する書類が必要					
	打锅~7例1C1&母 J 使冰 J 恢、女日 6 皿切 7 3 目 7 7 7 2 9					
支給方法	粉乳を自宅に配送					
支給期間	生後4か月から1歳の誕生月まで					
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等					

<sup>※2023</sup>年度は該当者がいないため、実績は0件

#### (5) 母子健康手帳の交付

妊娠届を受理した後、母子健康手帳を交付している。

#### 手帳交付の概要 (表 20-23)

対象者	妊娠届出書を提出した妊婦	
関連する 法律・例規	母子保健法第 15・16 条	
目的	妊娠中の経過・出産の状況・各種健康診査・予防接種の記録等、健康保持を図る	
交付方法	妊娠届を受理した際に、保健予防課、各市民センター等で直接交付 外国語版の手帳も交付(英語・中国語・ハングル語・ポルトガル語・スペイン語・ タガログ語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語・ネパール語)	
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

#### 日本語版交付状況等(表 20-24)

	年度	妊娠届受理件数	手帳交付件数
_	2021	2, 283	2, 367
	2022	2, 303	2, 412
	2023	2, 177	2, 291

#### (6) 出産・子育てしっかりサポート事業

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくため、市内在住の全ての妊婦 を対象として専門職(保健師等)が面接を行い、妊娠期から就学前まで支援を行っている。

#### 事業概要 (表 20-25)

対象者	町田市在住の妊婦
関連する 法律・例規	町田市出産・子育てしっかりサポート事業実施要領
	保健予防課(市庁舎・健康福祉会館・保健所中町庁舎・鶴川保健センター)、各市民センター等(会場ごとに月1~2回実施)
面接会場	※2021年7月からオンラインによる面接を開始。 ※2021年7月からオンラインによる面接を開始。
事業の内容	※2023 年 3 月から国の交付金を活用した「出産・子育て応援交付金事業」を開始。 ・保健師等が妊婦と面接をし、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する ・面接終了後に出産・子育て応援商品券及び出産応援ギフトを配布する ・心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者等に対して「支援計
	画書」を作成し、乳幼児健診等にてその効果検証を行いながら、就学前まで支援していく

#### 面接実施状況 (表 20-26)

年度 2021		2022	2023
面接件数	1,878	2, 108	2, 346

#### (7) 産後ケア事業

産褥期における母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的として、家族等から援助を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子に対して、心身のケア、育児の支援等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を実施している。

#### 事業の概要 (表 20-27)

	町田市在住の原則生後3か月未満(訪問型は1年未満)の乳児及びその母親で、家族			
対象	等から家事・育児等の支援が得られない方のうち、体調不良や授乳・育児に不安があ			
A) 家	る方			
	その他、特に支援が必要と認められ	れる方		
関連する				
法律・例規	町田市産後ケア事業実施要領			
	・としの助産院	・新百合ヶ丘総合病院		
	• 町田市民病院	・marimo 助産院		
	・相模野病院	<ul><li>みなみ野グリーンゲイブルズクリニック</li></ul>		
実施施設	・鶴川台ウィメンズクリニック	・くわのき助産院		
	• 都南産婦人科	<ul><li>おなごサロンはぴねす助産院</li></ul>		
	• 相模原協同病院	• 渕野辺総合病院		
	・利用者宅			
	宿泊型ショートステイ、日帰り型テ	イケアに加え 2020 年 4 月から訪問型アウトリーチ		
	を開始。3つの型により、以下の内容を実施			
	・母体ケア (母体の健康状態の確認、乳房ケア等)			
事業の内容	・乳児ケア(乳児の健康状態の確認等)			
	<ul><li>・育児相談、授乳指導、沐浴指導、休息、食事の提供等</li></ul>			
	2023年4月からは、初回から5回	目までの利用において、所得にかかわらない利用料		
	金の減額 (2,500円/回まで) を導入。			

#### 実施状況 (表 20-28)

年度	2021	2022	2023
申請者数	395	707	993
利用者数 (延べ)	414	663	1, 214
日帰り型利用日数(延べ)	42	157	393
宿泊型利用日数(延べ)	443	650	822
訪問型利用日数(延べ)	232	299	521

#### (8) 母子保健訪問事業

#### ア 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭に、保健師や助産師または看護師が訪問して、 指導・助言を実施している。

#### 訪問の概要 (表 20-29)

	妊産婦	妊娠中、あるいは産後1年を経過しない女性		
対象者 <u>※</u>	新生児	生後 28 日未満の新生児 ただし、里帰り等の事情がある場合は 28 日を超えても訪問可能 出生通知票により対象を把握 ・主に第1子の方等:保健師または助産師が訪問 ・主に第2子以降の方:看護師が訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)		
	乳幼児等	3~4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診未受診の方 上記以外の希望する方や必要と思われる方		
関連する 法律・例規	母子保健法第 11・17 条 児童福祉法第 21 条 町田市新生児訪問指導実施要領 町田市こんにちは赤ちゃん事業実施要領 町田市妊産婦訪問指導実施要領			
訪問の概要	保健師・助産師による訪問では、妊娠中・出産後のアドバイスや発育・栄養・病気の予防等、子育てに関する相談・支援を実施 看護師による訪問では、子育てに関する相談・情報提供を実施			
周知方法	「まちだ子育てサイ	ト」への掲載等		

<sup>※</sup>妊産婦以外の成人も、必要に応じて訪問指導を実施

#### 年度別実施状況 (表 20-30)

年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	学童以上	合計
2021	50	1,843	1, 709	28	318	481	66	4, 495
2022	103	1,842	1,749	93	408	649	52	4, 896
2023	115	2, 228	2, 158	101	422	750	65	5, 839

※実人数

#### イ 未熟児訪問指導

母子保健法・同施行規則及び同施行細則に基づき、出生時 2,000g 未満で出生、または特殊医療を受けた新生児及びその家族に対して、届出や医療機関からの報告等により未熟児の状況を 把握し、必要に応じて訪問指導を実施し、各家庭環境にあった適切な指導・助言をすることで 育児支援を行っている。

#### 未熟児訪問指導申請件数(表 20-31)

年度	2021	2022	2023
申請件数	28	93	101

#### ウ 重症心身障がい児(者)訪問事業の申請受理

在宅重症心身障がい児(者)に対する、健康の保持と安定した家庭療育を確保するために訪問相談・訪問看護の申請を受理して、東京都に進達している。

重症心身障がい児(者)訪問事業申請状況(表 20-32)

年度	2021	2022	2023
申請件数	2	5	2

## 21 歯科衛生士活動

口腔は健康の入り口と言われている。歯科疾患は、発病やその進行に伴い、食生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、全身の健康にも影響を与えるものである。乳幼児期から高齢期を対象に、各ライフステージに応じた歯科疾病の予防・早期発見・早期治療、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進などを目的に実施している。

#### 歯科衛生士活動状況 (表 21-1)

	業務名		実施人数	
	1歳6か月児歯科健康診査	2,349		
集団健診	2 歳児歯科健康診査	1,792		
	2歳6か月児歯科健康診査		_	
	3 歳児健康診査		2,930	
障がい	障がい者等歯科保健推進対策事業		71	
学齢期	学齢期歯みがき教室(小学校)		473	
	学齢期歯みがき教室(中学校)		0	
成人期	歯科口腔健康診査(うち妊婦無料クーポン利	用者)	1394(406)	
高齢期	高齢者歯科口腔機能健診		455	
		保健指導	2,348	
		ブラッシング	12	
	1歳6か月児	スケーリング	0	
		ポリッシング	1	
		フッ素塗布	2,023	
		保健指導	1,792	
		ブラッシング	839	
	2 歳児	スケーリング	5	
		ポリッシング	3	
個別指導		フッ素塗布	1,662	
		保健指導	_	
		ブラッシング	_	
	2歳6か月児	スケーリング	_	
		ポリッシング	_	
		フッ素塗布	-	
	3 歳児	保健指導	2,930	
		ブラッシング	0	
		スケーリング	1	
		ポリッシング	0	
	母親学級	115		
	離乳食講習会	143		
	子育てひろば	18		
	3~4か月児健康診査	-		
	1歳6か月児歯科健康診査	-		
	2 歳児歯科健康診査	_		
健康教育	2歳6か月児歯科健康診査		-	
	3 歳児歯科健康診査		-	
	国田4.1 华文叶松宁	集団	4,193	
	園児むし歯予防教室	個別	158	
	からだ測定会	·	46	
	学齢期歯みがき教室(小学校)	473		
	出張講座(高齢者自主グループ)	175		
7 - 11.	デンタルケア	94		
	食育フェス	-		
その他	健康づくりフェア	-		
	普及啓発活動(イベントスタジオ)	364		
	3~4か月児歯科相談	0		
健康相談	電話•来所•相談	48		
	乳幼児母性相談			

# 22 栄養士活動

「食は命なり」と言われるが、市民の生涯を通して「食」を通じた健康づくりと、それによるQOL(生活の質)の向上や生活習慣病の予防を図るため、ライフステージに沿った栄養教育を実施している。

#### 栄養士活動状況 (表 22-1)

	業務名		参加者数
	栄養相談		54
	脂質異常症予防講習会		58
	糖尿病予防講習会		41
成	高血圧予防講習会		15
成人栄養指導	腎臟病予防講習会		31
養 指	骨粗しょう症予防講習会		43
導	出張セミナー		72
	測定会		50
	訪問		0
	電話・来所		69
子	食生活改善普及運動月間		504
そ の 他	くらしフェア		84
165	キラリ☆まちだ祭		344
	3~4 か月児健康診査	個別	169
	6・9か月1歳6か月児健康診査後フォロー		5
	1歳6か月児健康診査		238
	3 歳児健康診査	個別	146
	乳幼児経過観察健康診査		21
<b>5</b>	乳幼児発達健康診査		15
子	離乳食講習会		522
母子栄養指導	幼児食講習会		18
導	母親学級母性科 (母親学級)		115
	健康な赤ちゃんを育むための栄養セミナー		5
	乳幼児相談		280
	訪問		3
	電話・来所		112
	栄養健康教育(アレルギー)		34